

投資許認可及び便宜の指針及び手順に関する投資調整庁規程
2017年第13号

唯一神のご加護により、
投資調整庁長官は、

- a 事業実施のスピードアップに関する大統領規程2017年第91号を実施するために、事業用許認可プロセスの実施のための各種法的根拠の評価を行ったこと、
 - b 投資許認可及び非許認可サービスに関連する投資調整庁規程は、法規の進展ダイナミズムに合わせる必要があること、
 - c aとbを考慮し、投資許認可及び便宜の指針及び手順に関する投資調整庁規程を制定する必要があること、
- を考慮し、

- 1. 投資に関する法律2007年第25号(官報2007年67号、官報追記4724号)
 - 2. 投資調整庁に関する大統領規程2007年第90号及びその改正である投資調整庁に関する大統領規程2007年第90号の改正に関する大統領規程2012年第86号(官報2012年210号)
 - 3. 投資分野のワンドア統合サービス実施に関する大統領規程2014年第97号(官報2014年221号)
 - 4. 事業実施のスピードアップに関する大統領規程2017年第91号(官報2017年210号)
- を鑑み、

以下を決定した：

投資許認可及び便宜の指針及び手順に関する投資調整庁規程を定める。

第1章
総則

第1条

本庁規程において：

- 1. 投資とは、国内投資家、外国投資家を問わず、インドネシア共和国領域内で事業を行うために投資を行うあらゆる活動形態のことである。
- 2. 投資家とは、国内投資家及び外国投資家の形で可能な、投資を実施する個人又は事業体のことである。
- 3. 国内投資家とは、インドネシア共和国領域内で投資を行う、インドネシア人個人、インドネシア事業体、インドネシア共和国国家及び地方のことである。
- 4. 外国投資家とは、インドネシア共和国領域内で投資を行う、外国人個人、外国事業体及び/又は外国政府のことである。
- 5. 国内投資とは、国内資本を利用して国内投資家が行うインドネシア共和国領域内での事業活動実施のための投資活動のことであり、以後、PMDNと称する。
- 6. 外国投資とは、100%外国資本を利用する、又は国内の投資家と合弁で行われる、外国投資家が行うインドネシア共和国領域内での事業活動実施のための投資活動のことであり以後、PMAと称する。
- 7. 投資調整庁とは、大統領直属で大統領に直接責任を負い、1人の長官により代表され、投資分野に責任を負う非省政府機関のことであり、以後、BKPMと称する。

8. 委任とは、責任及び説明責任は委任者にあるままで、より上位の政府機関及び/又は官吏からより下位の政府機関及び/又は官吏への権限の委譲のことである。
9. 投資分野のワンドア統合サービスとは、許認可及び非許認可の権限を有する組織又は機関からの委任に基づき、管理プロセスにおいて申請から書類発行までを同じ場所で行う許認可及び非許認可実施活動のことであり、以後PTSPと称する
10. BKPMの中央のPTSPとは、BKPMのワンドアを通じて、申請からサービス完了までのプロセスを一つのまとまりとして統合的に実施する、政府の権限となっている投資関連サービスのことである。
11. 事業用許認可とは、事業の開始及び実施のために事業者が必要とし、レター/決定書又は要件充足（チェックリスト）の形で記載される承認書の形で供与される承認のことである。
12. 許認可とは、法規に基づく権限を有する、中央政府、地方政府、自由貿易地域・自由港管理庁又は経済特区管理者が発行する、投資を実施するための承認のあらゆる形態のことである。
13. 投資便宜とは、法規に基づく、税制並びに非税制インセンティブ及び投資サービス便宜のあらゆる形態のことである。
14. 生産/営業開始とは、PMAであるかPMDNであるかを問わず、投資会社が販売取引を行う前に物品及び/又はサービス生産の実施態勢が整った時点のことである。
15. 建設活動開始とは、事業活動に関連する技術計画の形での物理的工事の計画開始時点のことである。
16. 投資登録書とは、許認可発行及び投資実施便宜供与の根拠としての原則許可となる、政府の承認書のことである。
17. 事業許可とは、法規で別の定めがある場合を除き、生産/営業を開始するために会社が保有義務を負う許可のことである。
18. 拡張許可とは、工業セクターの場合に限り、事業拡張実施にかかる生産開始のために会社が保有義務を負う事業許可のことである。
19. 外国会社駐在員事務所とは、インドネシアにおける代表として、海外にある外国会社又は複数の外国会社の指名を受けたインドネシア人又は外国人個人が代表する事務所のことであり、以後KPPAと称する。
20. 外国商事会社駐在員事務所とは、インドネシアにおける代表として、海外にある外国商事会社又は複数の外国会社の指名を受けたインドネシア人又は外国人個人のことであり、以後KP3Aと称する。
21. 建設サービス事業体駐在員事務所とは、外国の法律に基づき設立され所在し、インドネシアに駐在員事務所を有し、建設サービス事業分野の株式会社法人と同等の扱いを受けた事業体のことである。
22. 石油ガス外国会社駐在員事務所とは、石油ガスサブセクターで、インドネシアにおける代表として、海外にある外国会社又は複数の外国会社の指名を受けたインドネシア人又は外国人が代表する事務所のことであり、以後KPPA Migasと称する。
23. 機械/資本財及び物品と材料輸入便宜供与に関する財務大臣名義の投資調整庁長官決定書とは、投資のための機械/物品/資本財及び物品並びに材料の輸入にかかる関税便宜供与のことである。
24. 事業契約と石炭鉱業事業契約用の物品輸入にかかる関税減免及び/又は付加価値税免税便宜供与に関する財務大臣名義の投資調整庁長官決定書とは、事業契約及び石炭鉱業事業契約用の物品輸入にかかる関税減免及び/又は付加価値税免税便宜供与のことである。
25. 会社代表者とは、株式会社法人の場合には法務人権大臣から、又は株式会社以外の場

合には法規に基づき、承認/通知を受けた会社の定款/設立証書又はその改正に記載の会社の取締役のことである。

26. 建設とは、物品及び/又はサービス生産のための、新規会社又は工場の設立のことである。
27. 開発とは、数量、種類の増加及び/又は製品の質の向上目的の機械を含む生産設備の追加、近代化、リハビリテーション及び/又は再建を含む、既存の会社又は工場の開発のことである。
28. 機械とは、工業の建設又は開発のために利用される、据え付け状態であるか外された状態であるかを問わず機械、機器、工場設備の装備、設備又は工具のことである。
29. 物品と材料とは、その種類及び構成要素は問わず、完成品を生産するための材料又は部品として利用されるあらゆる物品又は材料のことである。
30. 発電産業とは、電力供給分野の事業を行う各事業体により公共用に電力を生産及び供給する活動のことであり、送電、配電及び電力サポート事業は含まれない。
31. 電力分野の事業体とは、法規に基づき設立され、電力分野の事業を行う国営企業、公営企業及びインドネシア法人形態の民間事業体及び協同組合の形態で可能な各法人のことである。
32. 事業契約/石炭鉱業事業契約請負業者とは、PMAであるかPMDNであるかを問わず、鉱物又は石炭鉱業事業を行う事業体のことであり、以後、請負業者と称する。
33. 電力分野の資本財とは、事業体による事業活動内のメンテナンスに利用される部品を含まない、据え付け状態であるか外された状態であるかを問わず、機械、設備及び工場設備のことである。
34. 輸入とは、インドネシア関税領域内への物品の搬入活動のことである。
35. 譲渡とは、権利移転、資産移転、事業活動以外の他の活動用の資本財若しくは機械の転用、輸出又は会社資産からの抹消のことである。
36. 鉱業セクターでの譲渡とは、権利移転、資産移転、売却、交換、無償供与又は会社資産からの抹消のことである。
37. 再輸出とは、輸出分野の関税規定に基づき、事業契約又は石炭鉱業事業契約用の関税減免及び/又は付加価値税免税便宜を受けていた輸入品の関税領域からの搬出のことである。
38. 廃棄とは、物品の姿形をなくし元の物品として形成ができない要素又は化合物とする活動のことである。
39. 緊急事態(force majeure)とは、火災、自然災害、暴動、戦争又は人間の能力を超えて発生するその他の事項のような状態のことである。
40. 納税義務者とは、法人であるかどうかを問わず、投資を行う事業体のことである。
41. 法人税便宜/Tax Allowance供与の枠組みにおける特定事業分野とは、国家規模で高いプライオリティーとなっている経済活動セクターの事業分野のことであり、以後特定事業分野と称する。
42. 特定地域とは、経済的な振興が妥当なポテンシャルを有する地域のことである。
43. 法人税便宜/Tax Allowanceとは、特定事業分野及び/又は特定地域における投資向けの所得税便宜のことである。
44. 管轄の省とは、セクターを育成する省のことである。
45. パイオニア産業とは、幅広い連携、高い付加価値及び外部性、新技術の導入、国家経済に戦略的価値を有する産業のことである。
46. 法人税減税便宜/Tax Holiday とは、パイオニア産業のの主要活動向けの法人税減税便宜のことである。
47. 輸入業者番号とは、輸入業者としての身分証のことであり、以後APIと称する。

48. 外国人利用計画とは、外国人労働者の雇用者が作成し、労働分野の大臣又は指名を受けた官吏が承認した、特定の役職における特定期間の外国人労働者の利用計画のことであり、以後、RPTKAと称する。
49. 外国人労働者雇用許可とは、労働分野の大臣又は指名を受けた官吏が外国人労働者の雇用者に対し供与した書面の許可のことであり、以後、IMTAと称する。
50. 電子投資情報・許認可サービスシステムとは、許認可及び非許認可の権限を有する省/非省政府機関 (LPNK)、自由貿易地域・自由港管理庁、経済特区管理者、州のDPMPPTSP、県/市のDPMPPTSP及び投資分野のPTSP実施機関とBKPMとの間の統合的な許認可及び非許認可の電子サービスシステムのことであり、以後、SPIPISEと称する。
51. アクセス権とは、SPIPISEを利用するためのユーザーIDとアクセスコードを有するSPIPISEユーザーに対してSPIPISE管理者が供与する権利のことであり、以後、SPIPISEと称する。
52. 会社フォルダーとは、BKPM許認可システム (SPIPISE) 内に用意されるデジタル形式の会社書類保管媒体のことであり、以後、SPIPISEと称する。
53. 事業用許認可統合電子システム (Online Single Submission) とは、実施が義務づけられ、事業用許認可実施のためのメインレファレンス (single reference) となっている、大臣/機関の長、州知事及び県知事/市長の権限となっているすべての事業用許認可電子サービスシステムのことであり、以後、SPIPISEと称する。
54. 工業分野の投資向けの事業拡張とは、インドネシア標準産業分類 (KBLI) 5桁が工業許可の記載と同じ場合の生産能力の増強のことであり、以後、SPIPISEと称する。
55. 工業団地拡張とは、工業団地事業許可に記載の土地面積から工業団地の土地の面積を増やすことであり、以後、SPIPISEと称する。
56. 会社の合併とは、2つ以上の会社が1つの会社に合併し、合併した会社の全ての活動を継続することであり、以後、SPIPISEと称する。
57. 中央政府とは、1945年憲法に規定の通り、副大統領及び大臣の補佐を受けインドネシア共和国の政権を掌握するインドネシア共和国の大統領のことであり、以後、SPIPISEと称する。
58. 地方政府とは、自治地方の権限となっている行政の実施を指揮する地方行政実施者としての地方首長のことであり、以後、SPIPISEと称する。
59. ワンドア統合投資サービス業務を実施する州、県/市ワンドア統合投資サービス局とは、州政府、県/市政府の投資分野の調整主要機能を実施する州、県/市地方政府の行政を実施するための地方首長の補佐組織のことであり、以後、SPIPISEと称する。
60. 自由貿易地域・自由港とは、関税領域とは切り離されており、関税、付加価値税、奢侈税及び消費税が免税となる、インドネシア共和国統一国家の法的領域内の地域のことであり、以後、SPIPISEと称する。
61. 経済特区とは、経済的機能を担い、特定便宜を受けるための定めを受けた、インドネシア共和国統一国家の法的領域内で一定の境界線を有する地域であり、以後、SPIPISEと称する。
62. 工業団地とは、工業団地会社が提供及び管理するインフラ、設備及びその他の補助施設が備わった加工業活動集積地のことであり、以後、SPIPISEと称する。
63. 国家観光戦略地区とは、観光主要機能を有する、又は経済成長、社会、文化、天然資源活用、環境収容力及び防衛並びに治安などの1以上の側面において重要な影響を有し、国家観光振興のためのポテンシャルを有する地域のことであり、以後、SPIPISEと称する。
64. 投資活動報告書とは、定期的に提出が義務付けられる、投資実績の推移及び投資家が抱える問題に関する定期報告のことであり、以後、SPIPISEと称する。
65. インドネシア標準産業分類とは、各経済活動を産業分類としてグループ化したものであり、以後、SPIPISEと称する。

66. 在外インドネシアコミュニティーカードとは、特定の要件と規準を満たした在外インドネシア国民に対してインドネシア共和国政府が供与したIDカードのことであり、以後KMILNと称する。

第2章 意図と目的

第2条

本庁規程で定められる投資許認可及び便宜の指針及び手順は、BKPMの中央のPTSP、州のDPMPTSP、県/市のDPMPTSP、KEK管理者、KPBPB管理庁並びに事業者及びその他一般国民向けの手引きとすることを意図したものである。

第3条

- (1) 投資許認可及び便宜の指針及び手順の目的は：
- a BKPMの中央のPTSP、全国の州のDPMPTSP、県/市のDPMPTSP、KEKのPTSP、KPBPBのPTSPにおける許認可及び便宜の申請手続き、申請要件及びプロセスの標準化の実現
 - b 投資許認可及び便宜申請要件と完了時期に関する情報提供、及び
 - c 迅速で、簡素で、透明で統合化されたサービスの達成
- (2) 投資許認可及び便宜の指針及び手順は、BKPMの中央のPTSP、全国の州のDPMPTSP、県/市のDPMPTSP、KEKのPTSP、KPBPBのPTSPによる許認可と便宜サービス実施の規範、基準、手続き及び規準として実施が義務付けられる。
- (3) 投資許認可及び便宜サービスが本庁規程で定められていない場合、投資許認可及び便宜サービス実施は、大臣/機関の長の規程で定められる規範、基準、手続き及び規準に従う。

第3章 範囲

第4条

- (1) 本庁規程におけるサービス規制の範囲は、許認可サービス及び投資便宜サービスを含む。
- (2) (1) 項に規定の許認可サービスに含まれるのは：
- a 投資登録書
 - b 事業許可
 - c 駐在員事務所許可
- (3) (1) 項に規定の投資便宜サービスは、投資税制便宜及び非税制便宜から構成される。
- (4) (3) 項に規定の税制便宜サービスに含まれるのは：
- a 関税免税便宜
 - b 特定事業分野及び/又は特定地域における投資向けの所得税便宜、及び
 - c 法人税減税便宜
- (5) (3) 項に規定の非税制便宜サービスに含まれるのは：
- a 入国管理サービス便宜
 - b 輸入業者番号、及び

c 支店開設

第4章

投資許認可及び便宜供与権限

第1部

投資許認可及び便宜の供与

第5条

- (1) 投資許認可及び便宜は、その権限に応じ中央政府、州政府、県/市政府、KBPB管理庁及びKEK管理者により供与される。
- (2) (1) 項に規定の投資許認可及び便宜供与権限は、下記の通り：
- a 中央政府は、BKPMの中央のPTSPが実施
 - b 州政府は、州のDPMPPTSPが実施
 - c 県/市政府は、県/市のDPMPPTSPが実施
 - d KBPB管理庁は、KBPBのPTSPが実施、及び
 - e KEK管理者は、KEKのPTSPが実施

第2部

中央政府による投資許認可及び便宜供与権限

第6条

- (1) 第5条(2) 項aに規定の中央政府による投資許認可及び便宜供与権限は、下記から構成される：
- a 州をまたぐ範囲の投資の実施
 - b 下記を含む投資：
 - 1. 高い環境破壊リスクのある再生不可能な天然資源に関連する投資
 - 2. 国家規模のプライオリティーの高い産業分野の投資
 - 3. 地域間の統一と連絡機能に関連する、又は州をまたぐ範囲の投資
 - 4. 国防及び治安戦略実施に関連する投資
 - 5. 外国投資及び政府と他国政府との条約に基づき他国政府に由来する外国資本を利用した投資家、及び
 - 6. 法律に基づき政府の行政となっているその他の投資分野
- (2) (1) 項bの5に規定の外国投資及び外国資本を利用した投資家に含まれるのは、政府と他国政府との条約に基づく：
- a 他国政府が実施する外国投資
 - b 外国人又は外国事業体が実施する外国投資
 - c 他国政府に由来する外国資本を利用する投資家
- (3) (2) 項bに規定の外国投資は、外国投資会社としてのステイタスを有する株式会社も含む。
- (4) (1) 項aに規定の州をまたぐとは、法規に基づき、所在地が一面であるかどうかを問わず、1を超える州にある事業活動場所のことである。
- (5) (1) 項bの1, 2, 3, 4, 6に規定の投資事業分野は、大臣/機関の長の定めに応じる。

第3部
州政府による投資許認可及び便宜供与権限

第7条

- (1) 第5条(2)項bに規定の州政府による投資許認可及び便宜供与権限は、下記から構成される：
- a 県/市をまたぐ範囲の投資、及び
 - b 法規に基づき州政府の権限となっている投資
- (2) (1)項aに規定の県/市をまたぐとは、法規に基づき、所在地が一面であるかどうかを問わず1を超える県/市にある事業活動のことをいう。

第4部
県/市政府による投資許認可及び便宜供与権限

第8条

第5条(2)項cに規定の県/市政府による投資許認可及び便宜供与権限は、県/市地域における活動を範囲とする投資のことである。

第5部
KPBPB管理庁及びKEK管理者による投資許認可及び便宜供与権限

第9条

第5条(2)項d及びeに規定のKPBPB管理庁及びKEK管理者による投資許認可及び便宜供与権限は、中央政府/地方政府からの権限の委任に基づき、KPBPB及びKEKに関連する法規に留意してこれを実施する。

第5章
投資許認可規定及び手順

第1部
投資許認可規定

第1節
事業開始及び生産/営業開始規定

第10条

- (1) 事業開始は、下記の活動を含む：
- a PMDN及びPMAの新規事業設立
 - b 法人内の会社資本の全体/一部に外国資本が入った結果として、PMAにステータス変更する場合の事業活動の開始
 - c それまで外国資本が入っていた資本構成がすべて国内資本に変更となった結果として、PMDNにステータス変更する場合の事業活動の開始

- d 新規事業分野の追加
 - e 新規事業場所の追加
 - f 事業拡張の場合、工業セクターの生産能力の増強、又は
 - g 工業セクター以外の同じ事業分野の業種の追加
- (2) (1) 項に規定のPMDN及びPMAの事業開始の場合、特定事業活動規準に該当する会社は、投資登録書を保有する義務を負う。
- (3) (2) 項に規定の投資登録書は、KEK/KPBPB/工業団地/KSPN以外に所在する場合、会社が建設活動を行う前に実施許認可によるフォローアップを行う義務を負う。
- (4) (2) 項に規定の投資登録書ステップを事前に経る義務を負う特定事業活動の規準は：
- a 建設活動実施に時間を要する事業分野
 - b 法規に基づき投資便宜を取得可能な事業分野
 - c 法規に基づき中規模及び大規模環境汚染の影響を及ぼしうる事業分野、又は
 - d 国防、天然資源管理、エネルギー及びインフラに関連する事業分野、又は
 - e セクター別の法規に基づくその他の事業分野
- (5) (2) 項に規定の通り投資登録書を保有し、まだ有効な会社は、生産/営業を行う場合に事業許可を保有する義務を負う。

第11条

- (1) 生産/営業を開始するために、PMDN及びPMAは事業許可を保有する義務を負う。
- (2) 特定の事業分野の投資は、下記を条件に事業許可を即供与が可能：
- a 法規に基づく株式保有限度のインドネシア事業体となっている
 - b 納税者番号を有している、及び
 - c 事務所/事業場所を占有している
- (3) (2) 項に規定の特定事業分野は、下記の規準を満たすこと：
- a 建設活動を必要としない事業分野、又は
 - b 機械/資本財輸入関税免税便宜を必要としない事業分野
- (4) (2) 項に規定の事業許可を保有する会社は、1年以内に事業活動を行う義務を負う。
- (5) (4) 項に規定の会社が活動を行わない場合、権限に応じBKPMの中央のPTSP、州のDPMPSTSP、県/市のDPMPSTSP、KPBPBのPTSP及びKEKのPTSPは、事業許可の取り消しが可能。

第2節

投資額及び資本構成規定

第12条

- (1) 法規で別の定めがある場合を除き、大規模事業資格のPMA会社は、投資登録書及び/又は事業許可を取得するために、投資額及び資本構成の条件及び要件の実施が義務付けられる。
- (2) (1) 項に規定の大規模資格の会社とは：
- a 最新財務報告書に基づき、事業場所の土地建物を除く純資産100億ルピア超を有する、又は
 - b 最新財務報告書に基づき、年間売上500億ルピア超を有する
- (3) 第10条 (1) 項に規定の事業を開始するPMAは、法規で別の定めがある場合を除き、(1) 項に規定の投資額及び資本構成要件を満たす義務を負い、下記の条件を満たすこと：
- a 土地建物を除く投資額の合計が、100億ルピア超

- b 引当資本と払込資本は同額であり、25億ルピア以上
 - c 株主各人の出資額は1000万ルピア以上、及び
 - d 株式保有率は株式の額面にに基づき計算する
- (4) (3) 項に規定のPMAの投資額及び資本構成要件に関する規定は、下記の不動産開発及び管理事業活動を行う投資の場合には除外される：
- a 下記の形態の不動産：
 - 1. 完全なビル構造物、又は
 - 2. 統合的な住宅団地土地及び建物を含む投資額が100億ルピア超、払込資本額が25億ルピア以上、株主各人の出資額が1000万ルピア以上、又は
 - b 下記の中にあるユニット：
 - 1. 完全な1ビル構造物、又は
 - 2. 統合的な住宅街土地及び建物を含む投資額が100億ルピア、払込資本額が25億ルピア以上、株主各人の出資額が1000万ルピア以上、Debt to Equity Ratio (DER)条件が 4 : 1
- (5) (3) 項に規定の投資額要件に関する規定は、産業分類用の投資額に関する工業関連の法規に基づく工業セクターに限る。
- (6) 投資家は、法規に基づき、株主会社内での株式保有が他者のためにその名義である旨を確認した契約書及び/又は表明書の作成が禁じられる。
- (7) 株式会社内の株式保有が他者のためにその名義ではない旨の確認が必要な場合、投資家は公証人が記録した書面による表明書を作成のこと。

第3節 事業分野及び事業体形態規定

第13条

- (1) 投資登録書及び事業許可の申請は、法規に基づき、下記に留意する義務を負う：
 - a 閉鎖事業分野及び条件付きで開放されている事業分野に関する規定、及び
 - b 大臣/LPNK規程
- (2) 会社がKEK内に所在する場合、中小零細企業並びに協同組合に留保されている事業分野及び投資に閉鎖されている分野を除き、条件付きで開放されている事業分野に関する規定は適用されない。

第14条

- (1) PMDNの場合、投資登録書及び事業許可は、下記の者に供与が可能：
 - a インドネシア人が全ての株式を保有する株式会社
 - b 有限会社(CV)、フィルマ(Fa)又は個人事業
 - c インドネシア人が設立した協同組合又は財団、又は
 - d 国営企業(BUMN)又は公営企業(BUMD)
- (2) PMAの場合、投資登録書及び事業許可はPTに供与する。
- (3) (2) 項に規定の投資登録書は株式会社法人設立のために供与が可能。

第4節 ベンチャーキャピタル

第15条

- (1) ベンチャーキャピタル会社（PMV）は、法規に基づく要件に基づき、投資会社の株主となることが可能。
- (2) (1) 項に規定のPMVによる出資は、国内投資家が株式を保有するものであれ、外国資本が含まれる場合であれ、国内出資として分類される。
- (3) PMV出資は一時的なものであり、法務人権省が出資を承認してから10年を超えてはならない。
- (4) (3) 項に規定の期間は、法規に基づき、2回、合計で最長10年間の延長が可能。
- (5) (3) 項及び(4) 項に規定のPMV出資期間が終了した場合、会社は当該PMV株式を他者に移転すること。

第5節

ダイベストメント規定

第16条

- (1) 本庁規程発効前に承認書及び/又は事業許可の中で会社の株式のダイベストメント義務が定められているPMA会社は、引き続きダイベストメント義務に拘束され、所定の期限に基づきこれを実施すること。
- (2) 事業セクターに基づきダイベストメント義務が定められている会社は、引き続き法規に基づくダイベストメント規定を実施すること。
- (3) (1) 項及び(2) 項に規定の会社の株式のダイベストメントは、各株主が1000万ルピア以上にて、インドネシア人又はすべての株式資本がインドネシア人保有のインドネシア事業体に対し、当事者の合意に基づき直接保有及び/又は資本市場を通じて実施が可能。
- (4) (1) 項及び(2) 項に規定のダイベストメント義務は、ダイベストメント義務実施に関連する当事者の合意を表明した株主総会書類に基づき実施する。
- (5) ダイベストメント実施の結果としてのインドネシア側の株式保有は、法務人権省の承認を得た後、法規に基づくよう留意しつつ、インドネシア人個人/外国人個人/インドネシア事業体/外国事業体に再売却が可能
- (6) (1) 項に規定のダイベストメント義務は、株主総会書類の中で下記が該当する場合、実施しないことが可能:
 - a 合弁会社の場合、インドネシア側が承認書及び/又は事業許可に記載されたダイベストメント規定に基づく株式保有を希望/要求しない旨を表明、又は
 - b 外国側が100%株式を保有するPMA会社の場合、株主が株式売却についてどのインドネシア側ともコミットメント/契約をしていない旨を表明
- (7) (6) 項に規定の通りダイベストメント義務を実施しないことが可能な場合、後日インドネシア側で当該ダイベストメント義務の実施を要求する者がいた場合、株主/会社の責任となる。
- (8) (1) 項及び(2) 項に規定のダイベストメント義務を実施する場合、会社は、権限に応じBKPMの中央のPTSP、KPBPBのPTSP又はKEKのPTSPに対し、変更登録書で投資登録書申請を行う。
- (9) (6) 項に規定の株主の合意に基づき、会社は、ダイベストメント義務取り消しのために、権限に応じBKPMの中央のPTSP、KPBPBのPTSP又はKEKのPTSPに対し、変更登録書で

投資登録書申請を行う。

第2部 投資登録規定及び手順

第1節 総則

第17条

PMDN及びPMAの投資登録書申請は、会社が事業体形態又はインドネシア法人形態になる前又は後に申請する。

第18条

投資登録書は、申請が下記を満たす場合に発行可能：

- a 閉鎖されている事業分野及び条件付きで開放されている事業分野に関する規定、及び
- b 申請要件の具備

第2節 投資登録書の種類

第19条

投資登録書の登録種類に含まれるのは：

- a 新規
- b ステイタス移行、及び
- c 変更

第20条

- (1) 第10条（1）項a、d、e、f、gに基づき事業を開始予定の会社は、第10条（4）項に規定の事業活動規準を満たし、法規に基づく新規登録により、投資登録書を保有する義務を負う。
- (2) 第10条（1）項bに規定の通りPMDN会社がPMA会社にステイタスを変更する場合、ステイタス移行登録により投資登録書申請を行う義務を負う。
- (3) 第10条（1）項cに規定の通りPMA会社がPMDN会社にステイタスを変更する場合、ステイタス移行登録により投資登録書申請を行う義務を負う。
- (4) （3）項に規定の会社は、それ以降の許認可を権限に応じたDPMPTSPに申請する。
- (5) （2）項に規定のPMA会社ステイタスとなった投資登録書の発行に対し、子会社がコーポレートアクションを行った時点で、子会社がPMA会社としてのステイタス移行登録により投資登録書の申請を行う形でフォローアップすること。
- (6) （3）項に規定のPMDN会社ステイタスとなった投資登録書の発行に対し、子会社のステイタスは株式保有に基づき定められる。
- (7) （5）項に規定の子会社がPMA会社にステイタス変更となり、閉鎖されている事業分野又は条件付きで開放されている事業分野を有する場合、子会社は閉鎖されている事業

活動の実施をすることができない。

- (8) (7) 項に規定の通り子会社が条件付きで開放されている事業分野を有する場合、子会社は法規に基づき事業活動の実施が可能。

第21条

- (1) 会社は、変更を申請する投資登録書の記載に応じた有効期間の新規登録により投資登録申請書の申請を行うことで、投資登録書に記載のデータの変更が可能。
- (2) (1) 項に規定のデータの変更は、プロジェクト完了期間の延長の場合、最長3年間の有効期間の新規登録により申請する。
- (3) 下記に関連するデータの変更を行う予定の会社の場合、事前に変更登録により投資登録書申請を行う：
- a 会社名
 - b 納税者番号
 - c 本社住所、及び
 - d 会社への出資
- (4) (1) 項及び (3) 項に規定の変更は、投資登録書のみを保有し、事業許可/拡張許可をまだ保有していない会社向けのものである。
- (5) PMDNがプロジェクト場所を変更する場合、会社は新規場所における新規登録により投資登録書申請を行う。
- (6) PMAの会社資本変更により減資となる場合、会社は法務人権省から事前に承認を得る義務を負う。
- (7) 資本市場に株式を上場しているPMA会社が国内資本市場を通じて間接的又はポートフォリオによる資本変更を行う場合、条件付きで開放されている事業分野の規定は、開放されている事業分野となる。
- (8) 国内資本市場で直接株式の売却を行うPMDNは、外国投資家が当該株式を購入し、会社証書に記録される場合、会社はPMDNからPMAにステータス変更を行う義務を負う。

第3節

投資登録書の有効期間

第22条

- (1) 投資登録書の有効期間は、投資登録書に定められたプロジェクト完了期間と同じである。
- (2) 投資登録書に定められたプロジェクト完了期間は、事業分野の特性に応じて1年から5年間の期間で認められる。
- (3) プロジェクト完了期間の延長は、投資登録書に定められたプロジェクト完了期間終了30日前までに申請すること。
- (4) (3) 項に規定のプロジェクト完了期間延長申請は、投資登録書に定められたプロジェクト完了期間終了日までに不備なしとされていること。
- (5) プロジェクト完了期間が終了した投資登録書は法的に取り消し無効となり、会社はプロジェクト完了期間延長申請を行うことはできない。
- (6) (5) 項に規定の会社が下記に該当するPMA会社の場合：
- a 会社がまだ有効な他の許可を保有せず事業活動の実施に関心がない場合、会社は清算すること、及び

b 事業活動の実施に関心がある場合：

1. 同じ事業分野の場合、会社は有効期間が終了した許可で承認を受けた条件により、新規登録で投資登録書を申請する、及び
2. 有効期間が終了した許可に記載された事業分野と異なる事業分野の場合、会社は、申請時点の法規に基づく規定に基づき投資登録書を申請する。

第4節
投資登録申請手順

第23条

- (1) 投資登録申請は、要件を具備した上で、SPIPISEを通じてオンラインで行う。
- (2) (1) 項に規定の要件は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類Iに記載の通り。
- (3) オンライン許認可申請をまだ採用していない州のDPMPTSP、県/市のDPMPTSP、KBPBのPTSP又はKEKのPTSPの場合、投資登録申請はオフラインで行う。
- (4) (3) 項に規定の投資登録書申請書式は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類IIに記載の通りであり、(2) 項に規定の要件を添付する。
- (5) 会社の活動に関連してさらに説明が必要な場合、会社取締役は、BKPMの中央のPTSP、州のDPMPTSP、県/市のDPMPTSP、KBPBのPTSP又はKEKのPTSPの官吏の面前で事業活動のプレゼンテーションを行う。
- (6) (5) 項に規定のプレゼンテーションの実施は、ITを活用して実施が可能。
- (7) 株主候補者がKMILNを保有するインドネシア人の投資登録書申請の場合、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類Iに規定の住民登録証は、KMILNと読み替え、納税者番号は要件としない。
- (8) (7) 項に規定のKMILN保持者がすでに183日を超えてインドネシアに滞在している場合、納税者番号要件を満たす義務を負う。
- (9) インドネシア法人となる前に申請する投資登録書は、申請が不備なく受理されてから1営業日以内に発行される。
- (10) インドネシア法人となった後に申請する投資登録書は、申請が不備なく受理されてから2営業日以内に発行される。
- (11) 投資登録書にかかる変更は、申請が不備なく受理されてから2営業日以内に発行される。
- (12) (9) 項、(10) 項、(11) 項に規定の投資登録書は、承認シートが添付されたPDF形式によりデジタル署名を施した証明書の形で発行される。
- (13) 州のDPMPTSP、県/市のDPMPTSP、KBPBのPTSP又はKEKのPTSPが(12) 項に規定の形式で投資登録書をまだ発行できない場合、投資登録書はオフラインで発行する。
- (14) (12) 項と(13) 項に規定の投資登録書の書式は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類IIIに記載の通り。
- (15) (1) 項及び(3) 項に規定の投資登録書申請が却下される場合、BKPM長官、州のDPMPTSPの長、県/市のDPMPTSPの長、KEK管理者、KBPB管理庁長官又は指名を受けた官吏は、5営業日以内に却下レターを作成する。
- (16) (15) 項に規定の却下レターの書式は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類IVに記載の通り。

第3部

事業許可規定及び手順

第1節 総則

第24条

- (1) 生産/営業を行う予定の会社は、事業セクターの法規に基づき、事業許可を保有する義務を負う。
- (2) まだ有効な投資登録書/原則許可/投資許可を保有し、生産/営業を行う予定の会社は、事業セクターの規定に基づき、事業許可を保有する義務を負う。
- (3) 下記に該当する場合、投資登録書を経ることなく、事業セクターの法規に基づく事業許可を即申請することが可能：
 - a 第11条 (2) 項及び (3) 項に記載の条件及び規準を満たしている、又は
 - b すでに事業許可/拡張許可を有しており、会社のステイタス変更を行う予定

第2節 事業許可の種類

第25条

第24条に規定の事業許可の種類は、下記から構成される：

- a 会社合併の場合を含め、各種事業セクター向けの事業許可
- b 工業セクターの投資向けの拡張許可、及び
- c 事業許可の変更

第26条

- (1) 第25条に規定の事業許可は、下記のセクターの事業許可から構成される：
 - a 農業
 - b 環境及び林業
 - c 海洋及び漁業
 - d エネルギー及び鉱物資源
 - e 海洋及び水産
 - f 工業
 - g 商業公共事業及び国民住宅
 - h 観光
 - i 保健
 - j 運輸
 - k 情報通信
 - l 労働
 - m 教育及び文化、及び
 - n 警察
- (2) (1) 項に規定の事業許可は、セクターを育成する省/LPNKが定める名称、書式及び条件に応じて供与される。

第27条

- (1) PMA/PMDN会社は、保税地域内事業者（PDKB）許可供与に関する財務大臣決定書を取得するための要件を満たすために、保税地域内事業者としての工業許可の申請が可能。
- (2) PDKB許可供与に関する財務大臣決定書が：
 - a 発行可能な場合、決定書発行から7日以内に、会社は、権限に応じてBKPMの中央のPTSP、州のDPMPPTSP、県/市のDPMPPTSP、KBPBのPTSP及びKEKのPTSPにPDKB許可供与に関する財務大臣決定書をアップロードすることで、会社フォルダーのアップデートを行う義務を負う、又は
 - b 発行できない場合、(1)項に規定の工業許可は無効となり、会社の法的書類は投資登録書/原則許可/投資許可に戻り、生産体制ができた時点で、会社は法規に基づき、事業許可を再申請する義務を負う

第28条

- (1) 下記の者が発行した事業許可を保有する会社は：
 - a BKPMの中央のPTSP、KBPBのPTSP、KEKのPTSP、又は
 - b 商業セクター以外の事業分野の場合、州のDPMPPTSP、県/市のDPMPPTSP地方政府が発行する商業許可書（SIUP）の保有が義務付けられない。
- (2) 地方政府及びその他関連機関は、商業セクター以外の会社にSIUP保有を条件とすることが禁じられる。

第29条

- (3) まだ有効で、1を超えるのプロジェクト場所を有し、BKPMの中央のPTSPが発行した投資登録書/原則許可/投資許可を保有するPMDN会社は、法規で別の定めがある場合を除き、その事業許可は、権限に応じそれぞれの州のDPMPPTSP又は県/市のDPMPPTSPに申請を行う。
- (4) まだ有効で、県/市をまたぐプロジェクト場所を有し、州のDPMPPTSPが発行した投資登録書/原則許可/投資許可を保有するPMDN会社は、その事業許可は、法規に基づき州のDPMPPTSP又は県/市のDPMPPTSPに申請を行う。

第30条

- (1) まだ有効な投資登録書/原則許可/投資許可の中に1を超える事業分野が記載されているPMA/PMDN会社は、その事業許可は同時に申請すること。
- (2) 事業許可を同時に申請しない場合、事業許可申請をまだ行っていない事業分野は実現していない又は取り消しとみなされる。
- (3) (1)項に規定の実現していない又は取り消しとなった事業分野は、会社が当該事業活動にまだ関心がある場合：
 - a 投資登録書の申請が可能、又は
 - b 特定の事業分野の場合、会社は第11条(2)項及び(3)項に記載の条件と規準及び法規に基づく場合、投資登録書を経ることなく事業許可を即申請することが可能。

第31条

- (1) 会社の合併は、事業許可をすでに保有していることを条件に、PMA会社又はPMDN会社が

実施可能。

- (2) (1) 項に規定の会社の合併が生じた場合、合併後の会社は会社合併のための事業許可を申請する義務を負う。
- (3) (2) 項に規定の事業許可は、セクターを育成する省/LPNKの規定に応じて各事業セクターで別々に発行される。

第32条

- (1) 工業セクターの事業拡大のために生産を行う予定の会社は、法規に基づき拡張許可を保有する義務を負う。
- (2) PMA会社の場合、土地及び建物への投資以外の投資額が100億ルピア未満で承認済みの拡張原則許可は、投資額実績を土地及び建物への投資以外100億ルピア超となるよう調整が義務付けられる。

第33条

- (1) 事業許可/拡張許可をすでに保有する会社は、法規に応じて会社のID/条件の変更が可能。
- (2) 会社は (1) 項に規定の変更を記載した事業許可を保有する義務を負う。
- (3) (1) 項及び (2) 項に規定の会社のID/条件の変更は、会社への出資の変更の場合には適用されない。
- (4) (3) 項に規定の会社への出資の変更の場合、変更登録により投資登録書として発行する。
- (5) 会社投資構成内の固定資本に関連する変更は、LKPMの中で報告のこと。

第3節 事業許可の有効期間

第34条

- (1) 事業許可は、会社が生産/営業事業活動を行っている限り有効期間とする。
- (2) (1) 項に規定の事業許可の有効期間は、下記には適用されない:
 - a 法規に定められた大規模事業資格の会社としての条件をまだ満たせないPMA会社、決定日から1年間有効の事業許可が供与される
 - b 事業セクターに応じた法規に規定の事業分野
- (3) (2) 項aに規定の大規模事業資格の会社とは:
 - a 最新財務報告書に基づき、事業場所の土地建物を除く純資産100億ルピア超を有する、又は
 - b 最新財務報告書に基づき、年間売上500億ルピア超を有する
- (4) (2) 項aに規定の事業許可を保有する会社は、大規模事業資格の会社としての条件を満たした後、会社が事業活動を行っている限り有効とする事業許可の申請が可能。
- (5) (2) 項aに規定の会社で条件をまだ満たせていない場合、有効期間終了前に変更事業許可を申請することで最長1年間有効期間の延長の申請が可能であり、再延長はできない。
- (6) (4) 項に規定の事業許可の有効期間延長は、事業許可で定める有効期間終了の30日前までに申請すること。

- (7) (6) 項に規定の事業許可の有効期間延長申請は、事業許可に定められた有効期間終了前日までに不備なしとされていること。
- (8) (2) 項aの有効期間終了後、事業許可有効期間延長申請は手続きができず、事業許可は法的に取り消し無効となる。
- (9) (6) 項に規定の会社はその事業活動の実施に関心がある場合、法規に基づき：
- a 投資登録書の申請が可能、又は
 - b 特定事業分野の場合、会社は第11条 (2) 項及び (3) 項に記載の条件と規準に基づく場合、投資登録書を経ることなく即事業許可の申請が可能。

第4節 事業許可申請手順

第35条

- (1) 第24条 (2) 項に規定の事業許可の申請は、SPIPISEを通じてオンラインで行う。
- (2) 第24条 (2) 項に規定の事業許可申請をオンラインでまだ行うことができない場合、申請は、法規に基づく要件を添付した上でオフラインで行う。
- (3) (2) 項に規定のオフラインでの申請は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類Vに記載の書式又は大臣規程で定める申請書式を用いて、BKPMの中央のPTSP/州のDPMPSTP/県/市のDPMPSTP、KBPBのPTSP又はKEKのPTSPに対して行う。
- (4) (1) 項と (2) 項に規定の事業許可は、投資登録書/原則許可/投資許可で定める有効期間終了の30日前までに申請すること。
- (5) (4) 項に規定の事業許可申請は、投資登録書/原則許可/投資許可で定める有効期間終了前日までに不備なしとされていること。
- (6) (1) 項と (2) 項に規定の事業許可申請には、下記を添付のこと：
- a 一般要件：
 - 1. 法人の法的書類：
 - a 投資登録書/原則許可/投資許可/事業許可、もしあれば
 - b 法務人権大臣からの承認書/通知書を取得済みの会社設立証書及び/又はその変更
 - c 法規に基づき納税義務者ステイタス確認 (KSWP) を実施済みの会社の納税者番号
 - 2. 所在地の法的書類
 - a 会社本社住所の法的書類、及び/又は
 - b 会社プロジェクト場所の法的書類売買証書 (AJB) 、地権証明書 (HGB/HUG) 、賃貸契約書又はグループ/提携会社の場合貸与契約書の形のもの
 - 3. 環境管理書類の形での環境法的書類
 - 4. 投資登録書/原則許可/投資許可をすでに保有する会社の場合、オンラインによる最新時期のLKPM受理証、及び
 - 5. 申請を会社代表者が直接行わない場合、委任状
 - b 特別要件、法規に基づき：
 - 1. 事業分野の規定に基づき条件となっている場合、管轄の省/機関からの推薦状、及び
 - 2. 事業分野の規定に基づき条件となっている場合、関連書類
- (7) 第24条 (3) 項に規定の事業許可は、下記の要件を添付した上で、SPIPISEを通じてオ

オンラインで申請を行う：

1. 法務人権大臣からの承認書/通知書を取得済みの会社設立証書及び/又はその変更
 2. 法規に基づき納税義務者ステイタス確認を実施済みの会社の納税者番号
 3. 売買証書 (AJB) 、地権証明書 (HGB/HUG) 、賃貸契約書又はグループ/提携会社の場合貸与契約書の形での会社本社住所の法的書類、及び
 4. 申請を会社代表者が直接行わない場合、委任状
- (8) 会社の活動に関連してさらに説明が必要な場合、会社取締役は、BKPMの中央のPTSP、州のDPMPPTSP、県/市のDPMPPTSP、KBPBのPTSP又はKEKのPTSPの官吏の面前で事業活動のプレゼンテーションを行う。
- (9) (8) 項に規定のプレゼンテーションの実施は、ITを活用して実施が可能。
- (10) 必要な場合、BKPMの中央のPTSP、州のDPMPPTSP、県/市のDPMPPTSP、KBPBのPTSP又はKEKのPTSPの官吏は、現場検査の実施が可能。
- (11) 事業許可は申請が不備なく受理されてから5営業日以内、又は法規の定めに基づき発行される。
- (12) 会社併用の事業許可は、申請が不備なく受理されてから6営業日以内に発行される。
- (13) 事業許可変更は、申請が不備なく受理されてから5営業日以内に発行される。
- (14) 工業許可発行の場合、申請に不備がない場合には、工業所在地検査を行い、結果を検査記録に記載すること。
- (15) BKPMが行う (14) 項に規定の工業所在地検査及び検査記録は、投資額が1000億未満の会社の場合、ITを活用して実施が可能。
- (16) 州のDPMPPTSP、県/市のDPMPPTSP、KBPBのPTSP又はKEKのPTSPが行う (14) 項に規定の工業所在地検査及び検査記録は、ITを活用して実施が可能。
- (17) 工業許可は、検査記録が受理されてから5営業日以内に発行又は却下する。
- (18) (11) 項、(12) 項及び(13) 項に規定の事業許可は、承認シートが添付されたPDF形式によりデジタル署名を施した証明書の形で発行される。
- (19) 州のDPMPPTSP、県/市のDPMPPTSP、KBPBのPTSP又はKEKのPTSPが (18) 項に規定の形式で事業許可をまだ発行できない場合、事業許可はオフラインで発行する。
- (20) (18) 項及び(19) 項に規定の事業許可の書式は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類VIからXIXに記載の通り又は法規に基づく。
- (21) (1) 項及び(2) 項に規定の事業許可申請が却下される場合、BKPM長官、州のDPMPPTSPの長、県/市のDPMPPTSPの長、KEK管理者、管理庁長官又は指名を受けた官吏は、5営業日以内に却下レターを作成する。
- (22) (21) 項に規定の却下レターの書式は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類書類IVに記載の通り。

第6章

駐在員事務所及び支店許可の規定及び手順

第1部

駐在員事務所許可

第1節

総則

第36条

第4条 (2) 項cに規定の駐在員事務所許可は、下記から構成される：

- a 外国会社駐在員事務所 (KPPA) 許可
- b 外国商事会社駐在員事務所 (KP3A) 許可
- c 外国建設サービス事業体駐在員事務所 (BUJKA) 許可、及び
- d KPPA Migas許可

第2節

KPPA

第37条

(1) KPPAの活動は下記に限定される：

- a 監督者、連絡役、調整者として、及び会社又は提携会社の利害の処理
 - b インドネシア又は他国及びインドネシアにおいて外国投資会社の設立及び展開の準備
 - c 州都のオフィスビルに住所を置く
 - d インドネシアのリソースから収入を得ようとし、活動の実施又は国内の会社若しくは個人との商業的物品若しくはサービスの販売及び購入契約/取引を行うことを認めないことも含む、及び
 - e インドネシアにある会社、子会社又は支店の管理にいかなる形でも参加しない
- (2) インドネシアにおける外国会社駐在員事務所の活動を行うために、KPPA許可を保有する義務を負う。
- (3) KPPAの所長は、インドネシアに居住地を有し、事務所の実施の円滑化に完全に責任を負い、事務所の活動以外の実施は認められず、他の会社及び/又はKPPAの代表者としての役職の兼務はしないこと。
- (4) 指名を受けるKPPAの所長が外国人及び/又は外国人労働者を雇用する場合、法規に基づきインドネシア人労働者を雇用すること。
- (5) (2) 項に規定のKPPA許可は、指名書の中で3年未満と定めのある場合を除き、最長3年間有効であり、指名書に記載の指名有効期間に応じて延長が可能。
- (6) KPPAは、KPPA許可で定められた有効期間終了30日前までに、KPPA許可の延長を申請する義務を負う。
- (7) (6) 項に規定のKPPA許可の申請は、KPPA許可で定められた有効期間終了前日までに不備なしとされていること。
- (8) KPPAは、KPPA許可に記載の条件の変更が可能。

第3節

KP3A

第38条

- (1) KP3Aは、販売代理店 (Selling Agent) 及び/又は製造代理店 (Manufactures Agent) 及び/又は購入代理店 (Buying Agent) の形態で可能。
- (2) (1) 項に規定のKP3Aは、応札、契約署名、苦情処理などの開始から完了にいたるレベルでの商業活動及び販売取引が禁じられる。
- (3) インドネシアにおけるKP3Aの活動実施のために、外国商事会社駐在員事務所事業許可

書（SIUP3A）を保有すること。

- (4) KP3Aはインドネシア全国の州及び県/市の都に開設可能。
- (5) 指名を受けるKP3Aの所長が外国人及び/又は外国人労働者を雇用する場合、法規に基づきインドネシア人労働者を雇用すること。
- (6) KP3Aの所長は、プロモーションアシスタント、市場調査アシスタント及び販売・購入監督アシスタントを含む分野の任務を担う、KP3A所長アシスタント又はKP3A支店長アシスタントとして（5）項に規定の外国人労働者の雇用が可能。

第39条

- (1) SIUP3Aは下記から構成される：
 - a 外国商事会社駐在員事務所指名暫定承認書
 - b 本社新規SIUP3A
 - c 支店新規SIUP3A
 - d 延長SIUP3A、及び
 - e 変更SIUP3A
- (2) (1) 項aに規定のSIUP3Aは、発行日から最長2か月間有効。
- (3) (1) 項bに規定のSIUP3Aは、発行日から最長1年間有効。
- (4) (1) 項c及びdに規定のSIUP3Aは、指名書で3年未満と定めのある場合を除き、最長3年間有効であり、指名書に記載の指名有効期間に応じて延長が可能。
- (5) (1) 項に規定のSIUP3Aの有効期間が終了した場合、(1) 項aに規定のSIUP3Aを再申請すること。
- (6) KP3Aは、(1) 項b、c及びdに規定のSIUP3Aに記載の条件の変更が可能。

第40条

- (1) KP3Aは、他の州及び/又は県/市の都に外国商事会社駐在員事務所支店を開設可能。
- (2) (1) 項に規定の支店開設は、KP3A本社が本社新規SIUP3Aを保有後に実施が可能。
- (3) 支店KP3A所長は、本店KP3A所長とは別の者である。

第4節

外国建設サービス事業体駐在員事務所

第41条

- (1) 駐在員事務所許可は、大規模資格の外国建設サービス事業体（BUJKA）に供与される。
- (2) BUJKAは、建設サービスの共通性及び建設サービス資格同等の原則に基づき、建設サービス事業体（BUJK）とジョイントオペレーションを組む義務を負う。
- (3) 駐在員事務所許可は、インドネシア全域における建設サービス事業活動のために利用可能。
- (4) 駐在員事務所許可は、最長3年間有効であり、延長が可能。
- (5) 活動実施のために、BKPMの中央のPTSPからの外国建設サービス事業体駐在員事務所（BUJKA）許可を保有し、法規に基づきその他の規定を満たすこと。

第42条

- (1) BUJKA許可は下記から構成される:
 - a BUJKA新規許可
 - b BUJKA許可延長
 - c BUJKA許可データ変更、及び
 - d BUJKA許可閉鎖
- (2) (1) 項に規定の新規許可、許可延長及び/又は許可データ変更申請には、下記の事務手数料が課される:
 - a 建設計画/監督コンサルティングサービス分野、USD5,000、及び/又は
 - b 建設施工サービス分野、USD10,000
- (3) (2) 項に規定の事務手数料はBUJKAが国庫に直接払い込む。

第5節 KPPA Migas

第43条

- (1) 恒久事業体は、石油ガスサブセクター会社駐在員事務所開設許可を申請可能。
- (2) (1) 項に規定の駐在員事務所の活動を実施するために、会社は法規に基づきエネルギー・鉱物資源省石油ガス総局の推薦状に基づき、BKPMの中央のPTSからのKPPA Migas許可を保有する義務を負う。
- (3) 指名を受けるKPPA Migas所長が外国人及び/又は外国人労働者を雇用する場合、法規に基づきインドネシア人労働者を雇用すること。
- (4) (2) 項に規定のKPPA Migas許可は、最長3年間有効であり、延長が可能。
- (5) KPPA MigasはKPPA Migas許可に定められた有効期間終了の30日前までにKPPA Migas許可の延長を申請する義務を負う。
- (6) (5) 項に規定のKPPA Migas許可申請は、KPPA Migas許可に定められた有効期間終了前日までに不備なしとされていること。
- (7) KPPA Migasは、KPPA許可に記載の条件の変更が可能。

第6節 駐在員事務所許可の申請と及び発行手順

第44条

- (1) 第36条a、b及びdに規定の駐在員事務所許可は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類Iに記載の要件を添付した上で、SPIPISEを通じてオンラインで申請する。
- (2) (1) 項に規定の申請は、申請が不備なく受理されてから5営業日以内に発行する。
- (3) (2) 項に規定の駐在員事務所許可は、承認シートが添付されたPDF形式によりデジタル署名を施した証明書の形で発行される。
- (4) 第36条cに規定の駐在員事務所許可は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類Iに記載の要件を添付した上で、BKPMの中央のPTSPにオフラインで申請する。
- (5) (4) 項に規定の申請は、申請が不備なく受理されてから10営業日以内に発行する。
- (6) 第36条a及びbに規定の駐在員事務所許可の書式は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類XX及びXXIに記載の通り。
- (7) (4) 項に規定の駐在員事務所許可の書式は、本庁規程と切り離すことのできない一部

である添付書類XXIIに記載の通り、又は法規に基づく。

- (8) 第36条dに規定の駐在員事務所許可の書式は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類XXIIIに記載の通り。
- (9) (1) 項及び(4) 項に規定の駐在員事務所許可の申請が却下される場合、BKPM長官又は指名を受けた官吏は、5営業日以内に却下レターを作成する。
- (10) (9) 項に規定の却下レターは、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類IVに記載の通り。

第2部

支店開設規定及び申請手順

第1節

支店開設規定

第45条

- (1) PMA/PMDN会社は、大本の会社のユニット又は一部をなす支店をインドネシア全域で開設が可能であり、別の場所に所在又は大本の会社の任務の一部を担うことが可能。
- (2) 許可が中央政府の権限となっており、支店を開設する予定のPMA/PMDN会社は、法規で別の定めがある場合を除き、BKPMの中央のPTSPに支店開設計画を報告する。
- (3) 許可が地方政府の権限となっており、支店を開設する予定のPMDNは、州のDPMPPTSPに支店開設計画を報告する。

第2節

支店開設申請手順

第46条

- (1) 第45条(2) 項に規定の支店開設申請は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類Iに規定の要件を添付した上で、SPIPISEを通じてオンラインで申請する。
- (2) (1) 項に規定の支店開設は、承認シートが添付されたPDF形式によりデジタル署名を施した証明書の形で発行される。
- (3) 第45条(3) 項に規定の支店開設申請は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類Iに規定の要件を添付した上で、オフラインで行う。
- (4) (3) 項に規定の支店開設は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類XXIVに記載の書式で発行される。
- (5) 支店開設は、申請が不備なく受理されてから3営業日以内に発行される。
- (6) (1) 項に規定の支店開設申請が却下される場合、BKPM長官、州のDPMPPTSPの長、県/市のDPMPPTSPの長、KEK管理者、管理庁長官又は指名を受けた官吏は、5営業日以内に却下レターを作成する。
- (7) (5) 項に規定の却下レターは、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類IVに記載の通り。
- (8) 支店は支店開設に記載の条件の変更が可能。
- (9) (7) 項(原文ママ) に規定の支店開設変更許可の書式は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類XXIVに記載の通り。

第7章
関税及び税制便宜の規定及び手順

第1部
関税免税便宜の規定及び申請手順

第1節
投資の枠組みにおける工業の建設及び開発のための機械及び物品と材料の輸入にかかる関
税免税便宜供与の規定及び手順

第47条

- (1) 新規、拡張、変更いずれにおいても投資登録書/原則許可/投資許可を保有し、すでに法人となっており又はまだ有効な事業許可/拡張許可を保有している会社は、法規に基づく税制便宜を得ることが可能。
- (2) (1) 項に規定の税制便宜に含まれるのは：
- a 部品を含まない機械輸入関税免税便宜、及び
 - b 物品と材料輸入関税免税便宜

第48条

- (1) 第47条 (1) 項に規定の会社が申請する便宜申請の手順は下記の通り：
- a 便宜申請は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類Iに記載の要件を添付した上で、BKPMの中央のPTSPにSPIPISEを通じてオンラインで申請可能。
 - b (1) 項に規定の便宜は、ハードコピー又は承認シートが添付されたPDF形式によりデジタル署名を施した証明書の形で発行される。
 - c 会社はSPIPISEを通じてオンラインで中央のPTSPに便宜申請をすることができるようにするためのアクセス権を有していること。
 - d 便宜申請を行う予定の会社は、必要書類をアップロードすること。
 - e 会社は、すでに保有する会社フォルダーに最新データを具備すること。
 - f 会社はSPIPISEを通じてオンラインで便宜申請書式と機械/物品と材料リストを記入及び送付する。
 - g dに規定の申請は、担当者が事務的確認を行う。
 - h 担当者が確認した申請書類に不備があるとされた場合、申請はSPIPISEを通じてオンラインで会社に返却される。
 - i 不備のない会社申請書類は、技術会議及び/又はプロジェクト場所への訪問の形で技術的な確認が行われる。
 - j 技術的確認の結果：
 - 1. 規定に基づき申請の処理が可能な場合、受理証を発行
 - 2. 規定に基づきまだ処理ができない場合、SPIPISEを通じてオンラインで会社に返却、又は
 - 1. 規定に基づかないという理由で申請を却下
 - k jの2に規定の技術的確認の結果に対し、BKPMの中央のPTSPにSPIPISEを通じてオンラインで要件の具備と再申請を行うために会社には最長5営業日の期間が与えられる。
 - l 会社がkに規定の書類を具備した場合、受領証を発行する。

- m 会社がiの規定を満たさない場合、会社の申請は却下される。
- n 便宜申請は、jの1及びlに規定の受領証発行から5営業日以内に処理される。
- o jの3及びmに規定の申請却下は、3営業日以内に処理される。
- (2) (1) 項に規定の申請は、建設/開発（拡張）用の機械輸入のため、又は開発（再建/近代化/リハビリテーション）用の機械輸入のための機械輸入関税便宜申請の場合、会社取締役/代表者が十分印紙を貼り付けた上に署名し、会社印を押し、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類XXVに記載の書式を添付した上で行う。
- (3) (1) 項に規定の申請は、機械輸入便宜変更の場合、変更の理由を添えた上で、会社取締役/代表者が十分印紙を貼り付けた上に署名し、会社印を押し、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類XXVIに記載の書式を添付した上で行う。
- (4) (1) 項に規定の申請は、便宜期間終了前に行う機械輸入期間延長の場合、機械輸入未完の理由を添えた上で、会社取締役/代表者が十分印紙を貼り付けた上に署名し、会社印を押し、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類XXVIIに記載の書式を添付した上で行う。
- (5) (1) 項に規定の申請は、便宜期間終了後に行う機械輸入期間延長の場合、会社取締役/代表者が十分印紙を貼り付けた上に署名し、会社印を押し、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類XXV及びXXVIIに記載の書式を添付した上で行う。
- (6) (1) 項に規定の申請は、輸入済みで便宜を得た機械の移転の場合、移転の理由を添えた上で、会社取締役/代表者が十分印紙を貼り付けた上に署名し、会社印を押し、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類XXVIIIに記載の書式を添付した上でBKPMの中央のPTSPにオフラインで行う。
- (7) (1) 項に規定の申請は、物品と材料輸入便宜の場合、会社取締役/代表者が十分印紙を貼り付けた上に署名し、会社印を押し、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類XXIXに記載の書式を添付し、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類XXXに記載の書式に基づき物品と材料便宜を申請する予定の機械は担保化しておらず、他者との紛争がなく、会社の占有/所有である旨を表明し、十分印紙を貼り付けたうえで会社代表者が署名した表明書を添付した上で行う。
- (8) (1) 項に規定の申請は、物品と材料輸入便宜決定変更の場合、便宜変更の理由を添えた上で、会社取締役/代表者が十分印紙を貼り付けた上に署名し、会社印を押し、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類XXXIに記載の書式を添付した上で行う。
- (9) (1) 項に規定の申請は、便宜期間終了前に行う物品と材料輸入便宜期間延長の場合、物品と材料輸入未完の理由を添えた上で、会社取締役/代表者が十分印紙を貼り付けた上に署名し、会社印を押し、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類XXXIIに記載の書式を添付した上で行う。
- (10) (1) 項に規定の申請は、便宜期間終了後に行う物品と材料輸入便宜期間延長の場合、会社取締役/代表者が十分印紙を貼り付けた上に署名し、会社印を押し、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類XXXとXXXIIに記載の書式を添付した上で行う。

第49条

第47条 (1) 項に規定の便宜申請指針及び手順は、KBPB及びKEKに所在する会社向けについては、法規に基づき、KBPB管理庁及びKEK管理者規程で別途定める。

第50条

禁無断転載

Copyright (C) 2018 JETRO. All rights reserved.

24

本資料は、大統領規定（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタ事務所が和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

- (1) 第47条 (2) 項に規定の機械輸入関税免税便宜は、建設及び開発プロジェクト向けに供与される。
- (2) (1) 項に規定の機械輸入関税免税便宜は、投資登録書/投資許可/原則許可/拡張原則許可発行から3年以内に申請する。
- (3) (1) 項に規定の開発は、事業拡張として分類される30%超の生産能力増強のことである。
- (4) (1) 項に規定の開発は、事業許可/拡張許可をすでに保有し、30%超の生産能力増強とならない場合、再建/近代化/リハビリテーションと分類される。

第51条

- (1) 機械輸入関税免税便宜は、BKPMの中央のPTSP、州のDPMPSTSP又は県/市のDPMPSTSPが発行した新規、拡張、変更いずれにおいても投資登録書/原則許可/投資許可を保有する会社供与される。
- (2) 会社は投資活動実施の際、国内及び/又は輸入生産機器の利用が可能。
- (3) (1) 項に規定の新規、拡張、変更いずれにおいても投資登録書/原則許可/投資許可をすでに保有する会社は：
 - a 物品を生産する産業分野の場合、機械及び物品と材料の輸入関税免税便宜の供与が可能、及び/又は
 - b サービスを生産する産業分野の場合、機械輸入関税免税便宜の供与が可能
- (4) (3) 項に規定の関税免税は、KBPB、KEK又は保税蔵置場に由来する機械、物品及び材料に対して供与が可能。
- (5) (3) 項に規定の便宜供与は、投資向けの工業の建設又は開発のための機械及び物品と材料の輸入関税免税について定めた財務大臣規程に準拠する。
- (6) (1) 項に規定の機械の輸入関税便宜は、工業分野に責任を負う省が定めた機械リストに基づき、機械が下記に該当する限り供与される：
 - a まだ国内で生産されていない
 - b 国内で生産されているが、必要な仕様をまだ満たしていない、又は
 - c 国内で生産されているが、数量が産業ニーズを十分に満たせていない
- (7) (5) 項の規定を満たしていない機械は、工業分野に責任を負う省からの技術的推薦状を取得後に、関税便宜を供与可能。
- (8) 機械輸入関税免税便宜は、(1) 項に規定の新規、拡張及び変更いずれにおいても投資登録書/原則許可/投資許可実施にかかる事業許可/拡張許可発行日をもって終了する。

第52条

- (1) 第47条 (2) 項aに規定の輸入機械は、新しい機械及び/又は中古機械の形で可能。
- (2) (1) 項に規定の中古機械の輸入は、商業大臣規程及び工業大臣規程に定められた条件に従う。

第53条

- (1) 事業許可/拡張許可をすでに保有し、事業許可/拡張許可で定められた生産能力の30%超の変更とならない再建/近代化/リハビリテーションを行う予定の会社は、機械輸入関税免税便宜の供与が可能。

- (2) (1) 項に規定の機械輸入関税免税便宜には、物品と材料は含まれない。
- (3) 省/LPNK/州又は県・市のDPMPTSP/KPBPB・KEK管理者が事業許可を発行した会社は、再建/近代化/リハビリテーションのための機械輸入便宜申請が可能。
- (4) 再建/近代化/リハビリテーションのための機械輸入便宜申請を行う会社には、プロジェクト場所の視察が行われる。

第54条

- (1) 第51条及び第53条に規定の関税免税便宜決定書に対し、決定書の変更が可能。
- (2) (1) 項に規定の決定書の変更に含まれるのは:
 - a 機械の変更、取替及び/又は追加
 - b 機械のHSコードの変更、取替
 - c 機械の技術仕様の変更、取替
 - d 機械額の変更
 - e 機械ユニット単位の変更、取替
 - f 機械の詳細の変更、取替及び/又は追加
 - g 荷卸港の変更、取替及び/又は追加
 - h 荷積国の変更、取替及び/又は追加
 - i プロジェクト場所の変更、取替及び/又は追加、及び/又は
 - j 会社データの変更
- (3) (2) 項に規定の便宜供与決定書の変更は、下記に該当する場合に限り実施が可能:
 - a 機械がまだ輸入されていない、すなわち輸入申告書の登録番号 (Nopen) をまだ取得していない、及び
 - b 免税期間中にある
- (4) (3) 項aに規定のデータの正当性の確認のために、関税消費税総局長に事前に確認することが可能。
- (5) 機械にかかる関税便宜供与決定書の変更申請は、便宜供与決定書発行から3か月経過後に申請が可能。
- (6) 機械にかかる関税便宜供与決定書の変更申請は、下記の必要書類を添付することで、便宜供与決定書発行から3か月経過前に申請が可能:
 - a Bill of Lading (B/L) 又はAir Waybill (AWB)
 - b Packing List
 - c Invoice
 - d 契約、及び/又は
 - e 技術的説明

第55条

- (1) 機械輸入関税便宜供与有効期間は、機械輸入関税便宜供与決定書発行から最長2年間とする。
- (2) 投資登録書/原則許可/投資許可のプロジェクト完了期間が2年未満の場合、(1) 項に規定の機械輸入関税便宜供与期間は残りのプロジェクト完了期間に対し供与される。
- (3) (1) 項に規定の期間は、最長で、新規、拡張、変更いずれにおいても投資登録書/原則許可/投資許可を記載のプロジェクト完了期間に応じて毎年延長が可能。
- (4) (3) 項に規定の便宜期間延長は、機械輸入にかかる関税便宜期間終了の30日前までに申請すること。

- (5) 機械輸入関税便宜供与期間延長申請が便宜有効期間終了後に行われる場合、まだ実現していない機械輸入分の関税便宜は再決定書を通じて、決定日から下記の通りの期間まで供与が可能：
- a 1年から申請遅延期間を差し引く、又は
 - b 新規、拡張、変更いずれにおいても投資登録書/原則許可/投資許可に記載のプロジェクト完了期間から申請遅延期間を差し引く
- (6) (5) 項に規定の申請に対し、BKPMの中央のPTSPは、関税消費税総局に事前に確認が可能であり、必要な場合にはプロジェクト場所への訪問が可能。
- (7) 再建/近代化/リハビリテーション用の開発のための機械輸入館関税便宜供与期間は、決定書発行から最長2年間で、延長はできない。
- (8) 輸入便宜申請時に新規、拡張、変更いずれにおいても投資登録書/原則許可/投資許可に記載のプロジェクト完了期間がまだ有効な場合、(5) 項に規定の輸入便宜期間を取り込むことが可能。

第56条

- (1) 第51条及び第53条に規定の関税免税便宜を取得した機械は、機械輸入関税免税便宜供与決定に関する財務大臣決定に記載の場所で当該会社が搬入目的に則って利用することが義務付けられる。
- (2) (1) 項に規定の機械は、関税消費税総局長規程に定めたメカニズムに基づき譲渡が可能。
- (3) (2) 項に規定の譲渡が再輸出の場合、BKPMの中央のPTSPから譲渡推薦状を得た後実施が可能。
- (4) (1) 項に規定の機械は、機械輸入関税免税便宜供与決定に関する財務大臣決定に記載の場所から同じ法人の新たな場所に移動可能。
- (5) (4) 項に規定の新たな場所は、新規、拡張、変更いずれにおいても投資登録書/原則許可/投資許可や事業許可/拡張許可に記載のプロジェクト場所に定まっていること。
- (6) (4) 項に規定の輸入済みの機械の移動申請は、BKPMの中央のPTSPにオンラインで申請する。
- (7) 必要な場合、(6) 項に規定の申請に対しプロジェクト場所の訪問が可能。

第57条

- (1) 事業許可/拡張許可を保有する会社は、下記にかかる、2年間の生産に必要な原材料としての物品と材料の輸入関税便宜の供与が可能：
- a 財務大臣から関税免税便宜をすでに受けている機械の利用、及び/又は
 - b 国内で購入した輸入由来の生産機械の利用
- (2) (1) 項に規定の物品と材料の輸入関税便宜は、事業許可/拡張許可発行から2年以内に申請する。
- (3) 事業許可/拡張許可を保有し、現地調達率30%以上の機械を利用をし、工業分野に責任を負う大臣又は指名を受けた官吏がそれを表明している会社は、4年間の生産に必要な原材料としての物品と材料の輸入関税便宜が供与される。
- (4) (3) 項に規定の物品と材料の輸入関税便宜は、事業許可/拡張許可発行から3年以内に申請する。
- (5) 物品と材料の輸入関税便宜を申請する会社に対し、プロジェクト場所の視察を行う。

第58条

- (1) 第57条に規定の物品と材料の輸入関税便宜に対し、変更が可能。
- (2) (1) 項に規定の決定書の変更は、下記を含む:
 - a 物品と材料の変更/取替
 - b 物品と材料のHSコードの変更、取替
 - c 物品と材料の技術仕様の変更、取替
 - d 物品と材料ユニット額の変更、取替
 - e 荷卸港の変更、取替及び/又は追加、及び/又は
 - f 荷積国の変更、取替及び/又は追加
- (3) (2) 項に規定の便宜供与決定書の変更は、下記に該当する場合に限り実施が可能:
 - a 物品と材料がまだ輸入されていない、すなわち輸入申告書の登録番号 (Nopen) をまだ取得していない、及び
 - b 免税期間中にある
- (4) (2) 項に規定の決定書の変更は、承認された物品と材料の総数量の変更を伴わない。
- (5) 物品と材料の輸入便宜の変更/取替申請に対し、プロジェクト場所の視察が可能

第59条

- (1) 物品と材料の輸入関税便宜は、最長2年間の輸入期間が認められる。
- (2) 2年間で輸入が完了しない会社には、輸入期間延長を認めることが可能。
- (3) (2) 項に規定の輸入期間の延長は、輸入期間終了から1回、最長1年間認められ、延長はできない。
- (4) 現地調達率30%以上の国産生産機械を利用する会社には、物品と材料の輸入関税便宜決定書の日から最長4年間まとめて物品と材料の輸入期間が認められる。
- (5) (4) 項に規定の会社で、商業分野に責任を負う大臣の規程に基づく輸入商業規制で定められた物品と材料を特別に輸入し、4年間で輸入が完了しない場合、輸入期間延長決定書発行から1回、最長1年間の輸入期間が認められ、延長はできない。
- (6) (3) 項及び (5) 項に規定の物品と材料の輸入期間延長は、物品と材料の輸入関税便宜供与期間終了30日前までに申請すること。
- (7) (5) 項に規定の期間延長便宜は、最長1年間の生産に必要な物品と材料の数量を考慮し、商業分野に責任を負う大臣が認めた割り当て決定に留意しつつこれを供与する。
- (8) (3) 項に規定の物品と材料の輸入関税便宜供与期間延長を、便宜有効期間終了後に申請する場合、まだ実現していない物品と材料の輸入分の関税便宜は、再決定書を通じて、決定日以降、1年から申請遅延期間を差し引いた期間まで供与が可能。
- (9) (8) 項に規定の申請に対し、BKPMの中央のPTSPは関税消費税総局に確認が可能であり、必要な場合、プロジェクト場所への訪問が可能。

第2節

公共用の発電産業の建設又は開発のための資本財輸入関税免税便宜供与規定及び手順

第60条

新規、拡張、変更いずれにおいても投資登録書/原則許可/投資許可及びIUPTLを有しており公共用発電産業を行う事業体は、資本財輸入関税免税便宜を得るための申請が可能。

第61条

- (1) 第48条(1)項に規定の便宜申請手順に関する規定は、第60条に規定の資本財輸入関税免税便宜申請手順に関する規定に対して準用される。
- (2) (1)項に規定の資本財輸入便宜申請は、会社取締役/代表者が十分印紙を貼り付けた上に署名し、会社印を押し、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類XXXIIIに記載の書式を添付した上で行う。
- (3) (1)項に規定の申請は、資本財輸入便宜決定変更の場合、変更の理由を添えて、会社取締役/代表者が十分印紙を貼り付けた上に署名し、会社印を押し、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類XXXIVに記載の書式を添付した上で行う。
- (4) (1)項に規定の申請は、資本財輸入関税免税便宜期間の延長の場合、資本財輸入未完の理由を添えて、会社取締役/代表者が十分印紙を貼り付けた上に署名し、会社印を押し、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類XXXVに記載の書式を添付した上で行う。
- (5) 第60条に規定の発電産業向けの関税免税は、下記の事業体に供与可能:
 - a PT Perusahaan Listrik Negara (Persero) (PT PLN (Persero))、又は
 - b IUPTL保持者
- (6) (5)項bに規定のIUPTL保持者に含まれるのは:
 - a 事業地域を有するIUPTL保持者
 - b 発電したすべての電力をPT PLNが購入する旨を表明したPT. PLNとの電力売買契約書(Power Purchase Agreement/PPA)を有する発電事業用のIUPTL保持者
 - c PT. PLNとのファイナンスリース契約(Finance Lease Agreement/FLA)を有する発電用のIUPTL保持者、又は
 - d 事業地域を有しているIUPTLが発電したすべての電力を購入する旨を表明した、事業地域を有するIUPTL保持者との電力売買契約書を有する発電用のIUPTL保持者
- (7) (1)項に規定の申請は、エネルギー・鉱物資源省電力総局長が承認と認証を行った、プロジェクトに必要な物品輸入計画(RIB)を添付する。

第62条

- (1) 第60条に規定の関税免税便宜に対し、変更が可能。
- (2) (1)項に規定の決定書の変更に含まれるのは:
 - a 資本財の変更、取替及び/又は追加
 - b 資本財のHSコードの変更、取替
 - c 資本財の技術仕様の変更、取替
 - d 搬入港の変更、取替及び/又は追加
 - e 荷積国の変更、取替及び/又は追加
 - f 資本財額の変更
 - g 資本財のユニット単位の変更、取替
 - h 資本財の詳細の変更、取替及び/又は追加
 - i プロジェクト場所の変更、取替及び/又は追加、及び/又は
 - j 会社データの変更
- (3) (2)項に規定の便宜変更は、下記に該当する場合に限り実施が可能:
 - a 機械がまだ輸入されていない、すなわち輸入申告書の登録番号(Nopen)をまだ取得していない、及び
 - b 免税期間中にある

- (4) (2) 項に規定の申請は、エネルギー鉱物資源省電力総局長が承認と認証を行った、プロジェクトに必要な物品輸入計画変更（RIBP）を添付する。

第63条

- (1) 第60条に規定の便宜供与が可能な資本財輸入期間は、資本財輸入関税免税供与決定書発行から最長2年間供与される。
- (2) (1) 項に規定の資本財輸入期間は、関税免税に関する決定書の有効期間終了の14日前までに輸入実現延長申請をすることで、輸入実現期間終了から最長12か月間延長が可能。
- (3) (2) 項に規定の資本財輸入関税便宜供与期間延長を便宜有効期間終了後に申請する場合、再決定書を通じて、決定日以降、1年から申請遅延期間を差し引いた期間まで供与が可能
- (4) (3) 項に規定の申請に対し、BKPMの中央のPTSPは関税消費税総局に確認が可能で、必要な場合、プロジェクト場所への訪問が可能。

第64条

- (1) 第60条に規定の便宜供与が可能な資本財は、公共用発電産業の建設又は開発のための資本財輸入関税免税に関する財務大臣規程及び実施規程に定められたメカニズムに基づき譲渡が可能。
- (2) (1) 項に規定の資本財の譲渡は、BKPM長官又は指名を受けた官吏からの推薦状に基づき、大臣名義で関税消費税総局長からの許可を得た後に実施する。
- (3) (2) 項に規定の推薦状申請要件は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類Iに記載の通り。

第3節

事業契約と石炭鉱業事業契約用の物品輸入にかかる関税減免及び/又は付加価値税免税供与規定及び手順

第65条

- (1) 事業契約と石炭鉱業事業契約用の物品輸入に対し、保有する契約に応じて、関税の減免が認められる。
- (2) 事業契約と石炭鉱業事業契約用の物品輸入にかかる付加価値税免税の免税は、契約に事業契約と石炭鉱業事業契約用の物品輸入にかかる付加価値税免税が記載された請負業者に対してのみ供与が可能。
- (3) (1) 項及び (2) 項に規定の事業契約と石炭鉱業事業契約用の物品輸入にかかる関税減免及び/又は付加価値税免税申請は、事業契約と石炭鉱業事業契約所有者が行う。
- (4) 第48条に規定の便宜申請手順に関する規定は、(1) 項及び (2) 項に規定の事業契約と石炭鉱業事業契約用の物品輸入にかかる関税減免及び/又は付加価値税免税申請手順に関する規定に準用される。
- (5) (1) 項及び (2) 項に規定の申請は、関税減免及び/又は付加価値税免税の場合、会社取締役/代表者が十分印紙を貼り付けた上に署名し、会社印を押し、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類XXXVIに記載の書式に基づく資本財輸入便宜書式を添付した上で行う。

- (6) (1) 項及び(2) 項に規定の申請は、物品輸入にかかる関税減免及び/又は付加価値税免税決定書の変更の場合、変更の理由を添えて、会社取締役/代表者が十分印紙を貼り付けた上に署名し、会社印を押し、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類XXXVIIに記載の書式を添付した上で行う。
- (7) (1) 項及び(2) 項に規定の申請は、物品輸入にかかる関税減免及び/又は付加価値税免税期間延長の場合、物品輸入未完の理由を添えて、会社取締役/代表者が十分印紙を貼り付けた上に署名し、会社印を押し、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類XXXVIIIに記載の書式を添付した上で行う。
- (8) (3) 項に規定の申請は、エネルギー鉱物資源省鉱物石炭総局長からのマスターリスト推薦状を添付した上で行う。

第66条

- (1) 事業契約と石炭鉱業事業契約用の物品輸入にかかる関税減免及び/又は付加価値税免税便宜に対し、契約の中に第65条に規定の事業契約と石炭鉱業事業契約用の物品輸入にかかる関税減免及び/又は付加価値税免税について記載がある請負業者に対しては変更が可能。
- (2) (1) 項に規定の決定書の変更に含まれるのは：
- a 物品の変更、取替及び/又は追加
 - b 物品のHSコードの変更、取替
 - c 物品の技術仕様の変更、取替
 - d 荷卸港の変更、取替及び/又は追加
 - e 荷積国の変更、取替及び/又は追加
 - f 物品額の変更
 - g 物品のユニット単位の変更、取替
 - h 物品の詳細の変更、取替及び/又は追加、及び/又は
 - i プロジェクト場所の変更、取替及び/又は追加、
- (3) (2) 項に規定の変更は、下記に該当する場合に限り実施が可能：
- a 物品がまだ輸入されていない、すなわち輸入申告書の登録番号 (Nopen) をまだ取得していない、及び
 - b 免税期間中にある
- (4) (2) 項に規定の変更は、エネルギー鉱物資源省鉱物石炭総局長が承認と認証を行った推薦状を添付した上で申請する。

第67条

- (1) 関税減免及び/又は付加価値税免税便宜供与期間は、事業契約と石炭鉱業事業契約内の規定に準拠する。
- (2) (1) 項に規定の便宜供与期間は、毎年実施され、その年の12月31日に終了する。
- (3) (2) 項に規定の便宜供与期間は、エネルギー鉱物資源省鉱物石炭総局長からの推薦状に基づき延長が可能。

第68条

- (1) 下記の便宜を受けた輸入品に対し、譲渡、再輸出又は廃棄が可能：
- a 関税減免、及び又は

- b 第65条に規定の事業契約と石炭鉱業事業契約の場合、付加価値税免税
- (2) (1) 項に規定の譲渡、再輸出又は廃棄予定の輸入品に対し、事業契約と石炭鉱業事業契約用の物品輸入にかかる関税減免及び/又は付加価値税免税に関する財務大臣規程及び実施規程に定められたメカニズムに基づき実施される。
- (3) (2) 項に規定の申請は、譲渡が輸入申告の日付から2年から5年後に実施される場合、BKPMからの推薦状を添付する。

第4節

譲渡/再輸出/廃棄推薦状申請手順

第69条

- (1) 第56条 (3) 項、第64条 (2) 項及び第68条 (3) 項に規定の会社/事業体による譲渡/再輸出/廃棄推薦状申請手順は下記の通り：
- a 会社/事業体は、BKPMの中央のPTSPにオンラインで譲渡/再輸出/廃棄推薦状申請を行う。
- b aに規定の申請書類は、担当者が事務的確認を行う。
- c 担当者が確認した申請書類に不備があるとされた場合、申請は会社/事業体に返却される。
- d 不備のない会社/事業体の申請書類は、5営業日以内に譲渡/再輸出/廃棄推薦状が発行される。
- e cに規定の申請却下は3営業日以内に処理される。
- (2) (1) 項に規定の申請は、下記の場合：
- a 輸入済みで便宜を受けた機械の再輸出のための譲渡推薦状、及び
- b 資本財再輸出のための譲渡推薦状
- 当該機械の再輸出のための譲渡理由の説明を添付した上で、会社取締役/代表者が十分印紙を貼り付けた上に署名し、会社印を押し、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類XXXIXに記載の書式を添付した上で行う。
- (3) (1) 項に規定の申請は、関税減免及び/又は付加価値税免税便宜を受けた輸入品の譲渡、再輸出又は廃棄推薦状の場合、譲渡の理由の説明を添えて、会社取締役/代表者が十分印紙を貼り付けた上に署名し、会社印を押し、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類XLに記載の書式を添付した上で行う。

第5節

関税免税便宜決定書の発行

第70条

- (1) 第48条 (2) 項、第48条 (3) 項、第48条 (4) 項、第48条 (5) 項、第48条 (6) 項、第48条 (7) 項、第48条 (8) 項、第48条 (9) 項、第48条 (10) 項、第61条 (2) 項、第61条 (3) 項、第61条 (4) 項、第61条 (5) 項、第65条 (6) 項及び第65条 (7) 項に規定の便宜供与申請が承認される場合、BKPM長官又は指名を受けた官吏は、財務大臣名義で便宜供与決定書を発行する。
- (2) 便宜供与決定書の書式は：
- a 第48条 (2) 項は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類XLIに記載の通り。

- b 第48条(3)項は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類XLIIに記載の通り。
 - c 第48条(4)項は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類XLIIIに記載の通り。
 - d 第48条(5)項は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類XLIVに記載の通り。
 - e 第48条(6)項は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類XLVに記載の通り。
 - f 第48条(7)項は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類XLVIに記載の通り。
 - g 第48条(8)項は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類XLVIIに記載の通り。
 - h 第48条(9)項は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類XLVIIIに記載の通り。
 - i 第48条(10)項は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類XLIXに記載の通り。
 - j 第61条(2)項は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類Lに記載の通り。
 - k 第61条(3)項は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類LIに記載の通り。
 - l 第61条(4)項は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類LIIに記載の通り。
 - m 第61条(5)項は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類LIIIに記載の通り。
 - n 第65条(6)項は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類LIVに記載の通り。
 - o 第65条(7)項は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類LVに記載の通り。
- (3) 申請が却下される場合、BKPM長官又は指名を受けた官吏は、却下の理由を述べたうえで財務大臣名義で便宜供与却下レターを作成する。
- (4) (3)項に規定の便宜供与却下レターの書式は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類LVIに記載の通り。

第6節

譲渡/再輸出/廃棄推薦状の発行

第71条

- (1) 第69条に規定の推薦状の申請が承認される場合、譲渡/再輸出/廃棄推薦状を発行する。
- (2) 譲渡/再輸出/廃棄推薦状の書式は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類LVII及びLVIIIに記載の通り。
- (3) 第69条に規定の申請が却下される場合、BKPM長官又は指名を受けた官吏は、却下の理由を述べたうえで却下レターを発行する。
- (4) (3)項に規定の推薦状供与却下レターの書式は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類LIXに記載の通り。

第2部

特定事業分野及び/又は特定地域の投資向けの法人税便宜申請の規定及び手順

第72条

- (1) 法人税便宜/ Tax Allowanceは、下記に該当する新規及び既存の事業の拡張として投資を行う納税義務者に供与可能:
特定事業分野及び/又は特定地域の投資向けの所得税便宜について定めた政令で規定されている
 - a 特定事業分野、及び/又は
 - b 特定事業分野及び特定地域
- (2) (1) 項に規定の法人税便宜/ Tax Allowanceは、BKPMの中央のPTSP、州のDPMPTSP、県/市のDPMPTSP、KBPBのPTSP又はKEKのPTSPが発行した新規、拡張、変更いずれにおいても投資登録書/原則許可/投資許可を保有する納税義務者が申請する。
- (3) (1) 項に規定の法人税便宜/ Tax Allowanceは、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類Iに記載の要件を添付し、添付書類LXに記載の申請書式を利用して、BKPMの中央のPTSPにオンラインで申請する。

第73条

- (1) 第72条 (3) 項に規定の書類は、確認のためにBKPMの中央のPTSPのフロントオフィサーに提出する。
- (2) (1) 項に規定の確認を行うにあたり、BKPMの中央のPTSPのフロントオフィサーは、提出した申請に対し納税義務者にさらに説明を求める。
- (3) (2) 項に規定の納税義務者の説明に基づき、投資許可を法規に基づき管轄の他の機関が発行している場合、BKPMの中央のPTSPのフロントオフィサーは、投資許可発行機関にさらに説明を求める。
- (4) (2) 項及び (3) 項に規定の説明に基づき、納税義務者が提出した申請書と切り離すことのできない書類となる説明結果書類を作成する。
- (5) (4) 項に規定の説明結果書類に基づき：
 - a 管轄の省は、特定の事業分野及び/又は特定の地域の投資向けの所得税便宜について定めた政令の実施に関する管轄の大臣規程に定められた数量要件の充足に関する証明書を発行する。
 - b BKPMの中央のPTSP/州のDPMPTSP、県/市のDPMPTSPは、必要な場合、投資登録書/原則許可/投資許可の変更を発行する。
 - c 納税義務者は、必要な場合、BKPMの中央のPTSPが説明を受理してから5営業日以内にその他のデータを具備する。
- (6) (5) 項に規定の5営業日の期間が満たせない場合、申請書類は納税義務者に返却される。
- (7) 申請に不備がない場合、BKPMの中央のPTSは本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類LXIに記載の書式を利用して、申請受領証を発行する。

第74条

- (1) 申請に不備がない場合、BKPMは、フォローアップのために、財務省この場合国税総局のエセロンIレベルの官吏又はその代理、財務省専門補佐官及び申請を出した事業分野

に応じた管轄の省を招いた三者会議を実施する。

- (2) 三者会議は、合意を行い、添付書類LXIIに記載の書式を利用して、BKPM長官又は指名を受けた官吏が下記である旨を表明した決定を盛り込み、会議参加者全員が署名をした記録の中に記載する：
 - a 国税総局長を通じて財務大臣に対し納税義務者の申請にかかる法人税便宜/Tax Allowance供与提案書を提出するために、納税義務者の申請を承認する、又は
 - b 納税義務者の申請を却下する

第75条

- (1) 第74条 (2) 項aに規定の通り納税義務者の申請が承認される場合、BKPM長官又は指名を受けた官吏は、国税総局長を通じて財務大臣に対し法人税便宜//Tax Allowance供与提案書を発行する。
- (2) (1) 項に規定の法人税便宜/Tax Allowance供与提案書及び第72条 (3) 項並びに第73条 (5) 項に規定のすべての書類は、三者会議実施日から3営業日以内に送付する。
- (3) 法人税便宜/Tax Allowance供与提案書の書式は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類LXIIIに記載の通り。

第76条

- (1) 第74条 (2) 項bに規定の通り納税義務者の申請が却下される場合、BKPM長官又は指名を受けた官吏は、三者会議実施日から3営業日以内に却下レターを発行する。
- (2) (1) 項に規定の申請却下レターの書式は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類LXIVに記載の通り。

第77条

- (1) 三者会議で第74条 (2) 項に規定の納税義務者の申請の承認又は却下決定がまだ出せない場合、BKPMはさらなる三者会議を開催する。
- (2) (1) 項に規定のさらなる三者会議は、合意を行い、添付書類LXIIに記載の書式を利用して、BKPM長官又は指名を受けた官吏が下記である旨を表明した決定を盛り込み、会議参加者全員が署名をした記録の中に記載する：
 - a 国税総局長を通じて財務大臣に対し納税義務者の申請にかかる法人税便宜/Tax Allowance供与提案書を提出するために、納税義務者の申請を承認する、又は
 - b 納税義務者の申請を却下する

第78条

- (1) 第77条 (2) 項aに規定の通りさらなる三者会議が納税義務者の申請の承認を決定した場合、第75条の規定が準用される。
- (2) 第77条 (2) 項bに規定の通りさらなる三者会議が納税義務者の申請の却下を決定した場合、第76条の規定が準用される。

第79条

第77条 (2) 項に規定の三者会議決定は、第73条 (3) 項に規定の説明がBKPMの中央のPTSP

に受理されてから15営業日以内に行う。

第3部
法人税減税便宜申請の規定及び手順

第80条

- (1) 法人税減税便宜/Tax Holidayはパイオニア産業である新規投資を行う法人納税義務者に供与が可能。
- (2) (1) 項に規定のパイオニア産業に含まれるのは:
 - a 上流金属産業
 - b 石油精製産業又は石油精製産業及びインフラ、PPPスキームを利用したものも含む
 - c 石油および天然ガスに由来する有機基礎化学産業
 - d 産業機械を生産する機器産業
 - e 農林水産物をベースとした加工業
 - f 通信、情報産業、及び/又は
 - g 海洋輸送業
- (3) (1) 項に規定の納税義務者は、下記の規準を満たす場合、法人税減税便宜/Tax Holidayの供与が可能:
 - a 新規納税義務者
 - b パイオニア産業における新規投資を行う
 - c 管轄機関から承認を受けた、1兆ルピア以上又は(2)項fに規定のパイオニア産業の場合、5000億ルピア以上の新規投資計画を有している、及びハイテクの導入要件を満たしている
 - d 所得税計算のための会社の債務と資本比率の決定に関して定める財務大臣規程に規定の債務と資本の比率条件を満たしている
 - e cに規定の投資計画総額の10%以上をインドネシアの銀行に引き当て、投資実施開始前に引き出さない旨の能力表明書を提出する
 - f 承認が2011年8月15日以降に定めを受けたインドネシア法人のステータスであること、及び
 - g 国内の納税義務者及び/又は恒久事業形態の海外の納税義務者が直接保有する(1)項に規定の納税義務者の場合、(1)項に規定の規準を満たす以外に、国内の納税義務者及び/又は恒久事業形態の海外の納税義務者は、財政証明書供与手順について定めた規定に基づき、国税総局発行の財政証明書を保有すること。

第81条

- (1) 法人税減税便宜/Tax Holidayの申請は、下記の形で、納税義務者が、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類I記載の要件を添付し、BKPMの中央のPTSPにオンラインで申請する:
 - a 本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類LXVに記載の書式に基づき、納税義務者の管理者が十分印紙を貼り付けたうえで署名をした申請書
 - b BKPMの中央のPTSP、州のDPMPPTSP、県/市のDPMPPTSP、KBPBPのPTSP又はKEKのPTSP発行した投資登録書/原則許可/投資許可及びその変更の写し
 - c 法務人権省の承認書/通知書を取得済みの会社設立証書及び/又はその変更の写し
 - d 法規に基づきKSWPを行った法人納税者番号の写し
 - e パイオニア産業の規準充足の調査書

- f 第80条 (3) 項eに規定のインドネシアの銀行への資金の引き当て能力表明書の原本
 - g 第80条 (3) 項gの規定を満たした納税義務者の場合、財政証明書の原本
 - h 会社の投資資金調達源に関する説明と関連書類
 - i 所得税計算のための会社の債務と資本比率の決定に関して定める財務大臣規程に規定の債務と資本の比率条件の充足に関する説明、及び
 - j 手続きを納税義務者管理者が直接行わない場合、十分印紙を貼り付けた委任状
- (2) (1) 項gに規定の条件は、下記に該当する法人納税義務者の場合には適用されない:
- a 中央政府及び/又は地方政府が直接保有する、及び/又は
 - b その保有がインドネシアの証券取引所に登録された株式から構成されている

第82条

- (1) 法人税減税便宜/Tax Holiday申請書類はBKPMの中央のPTSPにオンラインで提出する。
- (2) (1) 項に規定の書類に対し、要件の充足の説明を行う。
- (3) (2) 項に規定の納税義務者の説明に基づき、投資許可を法規に基づき管轄の他の機関が発行している場合、BKPMの中央のPTSPのフロントオフィサーは、投資許可発行機関からさらに説明を求める。
- (4) 要件充足説明決定で申請書類に不備なしとされた場合、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類LXVIに記載の書式を利用して、申請受理証を発行する。
- (5) (2) 項に規定の要件充足確認のフォローアップとして、納税義務者、管轄の省/LPKN、財務省、便宜を申請する事業分野に応じた専門家、学識経験者及び業界団体の代表者が出席する技術説明会議を行う。
- (6) (2) 項に規定の要件充足説明及び (4) 項に規定の技術説明会議に基づき、申請の受理又は却下決定会議を行う。
- (7) (2) 項に規定の要件充足説明結果、(5) 項に規定の技術説明会議及び (6) 項に規定の決定会議は、それぞれ本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類LXVIIに記載の書式を利用して、会議の参加者全員が署名する記録に記載する。
- (8) (6) 項に規定の決定会議で申請の受理が決定した場合、BKPM長官又は指名を受けた官吏は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類LXVIIIに記載の書式を利用して、国税総局長を通じて法人税減税便宜/Tax Holiday供与提案を作成する。
- (9) (6) 項に規定の決定会議で申請の却下が決定した場合、BKPM長官又は指名を受けた官吏は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類LXIXに記載の書式を利用して、却下レターを作成する。

第83条

- (1) 説明プロセスから受理/却下提案発効までの期間は、受領証発行から25営業日以内とする。
- (2) 技術説明プロセスの中で納税義務者が具備すべき不足書類があるが、技術説明記録に記載の期限までに納税義務者がその追加書類を具備できない場合、申請書は納税義務者に返却される。

第84条

法人税減免便宜/Tax Holiday供与申請時に、特定事業分野及び/又は特定地域の投資向けの所得税便宜に関して定めた政令に基づき所得税便宜の供与を受けることも選択している納

税義務者に対しては下記の条件が適用される：

- a 法人税減免便宜/Tax Holidayを受けるための申請が財務大臣に却下された場合：
 - 1. 財務大臣からの法人税減免便宜/Tax Holiday便宜供与却下レターを添付した上で、本庁規程で定める手順に基づき法人税便宜/Tax Allowanceの申請が可能、及び
 - 2. 1号に規定の法人税便宜/Tax Allowance取得のための申請書は、却下された法人税減免便宜/Tax Holidayの申請書を用いる
- b 納税義務者が法人税減免便宜/Tax Holiday取得のための申請を引き下げる場合：
 - 1. 納税義務者は、法人税減免便宜/Tax Holiday申請の引き下げ表明に関するレターを添付した上で、BKPM長官又は指名を受けた官吏に対し法人税便宜/Tax Allowanceの申請が可能、写しを財務大臣に送る、及び
 - 2. 1号に規定の法人税便宜/Tax Allowance申請手順は本庁規程に準拠する。

第8章

API発行及び入国管理便宜供与の規定及び手順

第1部

API規定及び申請手順

第1節

総則

第85条

- (1) 物品の輸入は、APIを保有する輸入業者に限り実施が可能。
- (2) APIは会社本社に限り保有が可能。
- (3) 各輸入業者は、1種類のAPIに限り保有し、APIカードの署名者は取締役又は取締役代理人である。
- (4) APIは決定以降有効であり、インドネシア全域における各輸入活動に有効。
- (5) APIの申請は、輸入業者番号に関する法規に基づき、API書式を利用して、下記の者に対し申請する：
 - a 政府の権限となっているPMA/PMDN会社の場合、BKPMの中央のPTSP
 - b 地方の権限となっているPMDN会社の場合、州のDPMPPTSP、及び
 - c KPPBPBの権限となっているKPPBPBで設立され所在するPMA/PMDN会社の場合、KPPBPB
- (6) (1) 項に規定のAPIは下記から構成される：
 - a API-P、及び
 - b API-U

第2節

API-P

第86条

- (1) API-Pは生産工程を支えるために資本財、原材料、補助材及び/又は材料として自ら利用する物品の輸入を行う会社に限り供与される。
- (2) (1) 項に規定の輸入品は他者への売買又は譲渡が禁じられる。
- (3) (2) 項に規定の輸入品が関税免税便宜を受けた資本財で、輸入申告書の日付から2年以

上自ら利用している場合、当該輸入品は他者に譲渡が可能。

第3節

API-U

第87条

- (1) API-Uは売買目的で特定物品の輸入を行う会社に関限り供与される。
- (2) (1)項に規定の特定物品の輸入は、商業許可書に記載の物品グループ/種類に限られる。

第4節

APIの申請及び発行手順

第88条

- (1) 第86条及び第86条（訳注87条と思われる）に規定のAPIは、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類Iに記載の要件を添付した上で、BKPMの中央のPTSP、州のDPMPPTSP又はKPBPBのPTSPにオフラインで申請可能。
- (2) 第86条及び第87条に規定のAPI保有会社は、発行日から5年毎に、権限に応じてBKPMの中央のPTSP、州のDPMPPTSP又はKPBPBのPTSPで再登録の義務を負う。
- (3) (2)項に規定の再登録は、5年の期間経過後30営業日以内に行う。
- (4) (1)項に規定のAPIは、BKPM長官、州のDPMPPTSPの長、KPBPB長官又は指名を受けた官吏が不備なく受理してから5営業日以内に発行する。
- (5) 発行されるAPIの書式は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類LXXI及びLXXIIに記載の通り。
- (6) (1)項に規定のAPI申請が却下される場合、BKPM長官、州のDPMPPTSPの長、KPBPB長官又は指名を受けた官吏は、5営業日以内にAPI却下レターを作成する。
- (7) (6)項に規定の却下レターの書式は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類IVに記載の通り。

第5節

APIの変更

第89条

- (1) APIに定められた各条件の変更は、API変更申請を行うこと。
- (2) 会社ステータスの変更の場合、API保有者は、第85条（5）項に規定のAPI発行機関に対し会社ステータス変更報告を行い、API原本を返却する義務を負う。
- (3) (1)項に規定のAPI変更申請は、第89条に記載の規定が有効。

第2部

入国管理サービス便宜規定及び申請手順

第1節

総則

第90条

投資分野の入国管理便宜は下記から構成される：

- a RPTKA
- b IMTA
- c 暫定居住査証供与推薦状
- d 訪問居住許可の暫定居住許可へのステイタス移行供与推薦状、及び
- e 暫定居住許可の恒久事業許可へのステイタス移行供与推薦状

第2節

外国人利用計画（RPTKA）

第91条

- (1) 外国人労働者（TKA）を雇用する会社は、RPTKAを保有すること。
- (2) 新規、延長及び変更いずれのRPTKAの承認決定を受けるための申請は、労働に関する法規に基づき、BKPMの中央のPTSPにオンラインで行う。
- (3) 1つの州内で変更を伴わない延長RPTKAの承認決定を受けるための申請は、労働に関する法規に基づき、州のDPMPTSPでオフライン又はオンラインで行う。
- (4) KEK及びKPBPBの場合、RPTKA承認決定を受けるための申請は、労働に関する法規に基づき、KEK及びKPBPBで指名を受けた官吏に提出する。
- (5) (2) 項及び (3) 項に規定のRPTKA申請には、労働に関する法規に基づく要件を具備する。
- (6) (1) 項に規定のRPTKAは、IMTA取得の根拠として利用する。
- (7) (2) 項に規定の新規及び延長RPTKA承認決定書は、申請を不備なく受理してから3営業日以内に発行する。

第3節

外国人雇用許可（IMTA）

第92条

- (1) 新規IMTA取得のための申請は、労働に関する法規に基づき、IMTA書式を利用して、BKPMの中央のPTSPに行う。
- (2) 延長IMTA取得のための申請は、労働に関する法規に基づき、IMTA書式を利用して、下記に対して行う：
 - a 業務場所が1を超える州のTKA及び駐在員事務所で働くTKAの場合、BKPMの中央のPTSPにオンラインで
 - b 業務場所が1州内の県/市をまたぐTKAの場合、州のDPMPTSPでオフライン又はオンラインで
 - c 業務場所が1つの県/市のTKAの場合、県/市のDPMPTSPにオフラインまたはオンラインで、又は
 - d KEK及びKPBPBにおけるIMTAを取得するためには、労働に関する法規に基づき、KEK及びKPBPBで指名を受けた官吏に対し、IMTA書式を利用して、オフライン又はオンラインで申請する。
- (3) (1) 項及び (2) 項に規定のIMTAの申請は、労働に関する法規に基づく要件を具備す

る。

- (4) (1) 項及び (2) 項に規定のIMTAは、申請を不備なく受理してから3営業日以内に発行する。

第4節

暫定居住査証供与推薦状

第93条

- (1) 第90条cに規定の暫定居住査証供与推薦状は、外国投資を行う外国人用の就労以外の暫定居住査証供与推薦状であり、暫定居住査証承認取得のための要件である。
- (2) (1) 項に規定の暫定居住査証供与推薦状申請は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類Iに記載の要件を添付した上で、添付書類LXXIIIに記載の申請書式を利用して、BKPMの中央のPTSPにオフラインで申請可能。
- (3) (1) 項に規定の暫定居住査証供与推薦状は、申請を不備なく受理してから5営業日以内に発行する。
- (4) (1) 項に規定の暫定居住査証供与推薦状の形式は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類LXXIVに記載の通り。
- (5) (2) 項に規定の暫定居住査証供与推薦状が却下される場合、BKPM長官又は指名を受けた官吏は5営業日以内に却下レターを作成する。
- (6) (5) 項に規定の却下レターの形式は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類IVに記載の通り。

第5節

訪問居住許可から暫定居住許可へのステイタス移行推薦状

第94条

- (1) 第90条dに規定の訪問居住許可から暫定居住許可へのステイタス移行推薦状は、訪問居住許可から暫定居住許可へのステイタス移行承認取得のための要件である。
- (2) 訪問居住許可から暫定居住許可へのステイタス移行推薦状は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類Iに記載の要件を添付した上で、添付書類LXXVに記載の申請書式を利用して、BKPMの中央のPTSPにオフラインで申請する。
- (3) (1) 項に規定の訪問居住許可から暫定居住許可へのステイタス移行推薦状は、申請が不備なく受理されてから5営業日以内に発行する。
- (4) (1) 項に規定の訪問居住許可から暫定居住許可へのステイタス移行推薦状の書式は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類LXXVIに記載の通り。
- (5) (2) 項に規定の訪問居住許可から暫定居住許可へのステイタス移行推薦状申請が却下される場合、BKPM長官又は指名を受けた官吏は5営業日以内に却下レターを作成する。
- (6) (5) 項に規定の却下レターの書式は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類IVに記載の通り。

第6節

暫定居住許可から恒久居住許可へのステイタス移行推薦状

第95条

- (1) 第90条eに規定の暫定居住許可から恒久居住許可へのステイタス移行推薦状は、暫定居住許可から恒久居住許可へのステイタス移行承認を受けるための要件である。
- (2) 暫定居住許可から恒久居住許可へのステイタス移行推薦状は、下記の規準を満たした外国人に供与される：
 - a 10億ルピア又は米ドルで相当額以上の株式を保有する投資家で会社の役員に就く、又は
 - b 100億ルピア又は米ドルで相当額以上の株式を保有する投資家で会社の役員に就かない
- (3) (1) 項に規定の暫定居住許可から恒久居住許可へのステイタス移行推薦状は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類Iに記載の要件を添付し、LXXVIIに記載の申請書式を利用した上で、BKPMの中央のPTSPにオンラインで申請する。
- (4) (1) 項に規定の暫定居住許可から恒久居住許可へのステイタス移行推薦状は、申請を不備なく受理してから5営業日以内に発行する。
- (5) (1) 項に規定の暫定居住許可から恒久居住許可へのステイタス移行推薦状の書式は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類LXXVIIIに記載の通り。
- (6) (3) 項に規定の暫定居住許可から恒久居住許可へのステイタス移行推薦状申請が却下される場合、BKPM長官又は指名を受けた官吏は5営業日以内に却下レターを作成する。
- (7) (5) 項に規定の却下レターの書式は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類IVに記載の通り。

第9章

プライオリティーサービス

第1部

総則

第96条

- (1) 要件充足の形（チェックリスト）での事業用許認可スピードアップ実施は、下記の者が実施する：
 - a BKPMの中央のPTSP
 - b 工業団地及びKSPNに所在する会社の場合、権限に基づき州のDPMPTSP又は県/市のDPMPTSP
 - c KPBPBのPTSP、及び
 - d KEKのPTSP
- (2) (1) 項bに規定のKSPNにおける工業団地及び観光業は、工業団地事業許可/観光業登録証を保有すること。
- (3) 暫定事業用許認可を保有し、KPBPB、KEK、工業団地、KSPNに所在する会社は、即建設開始が可能。
- (4) (3) 項に規定のKPBPB及びKEKは、経済特区国家審議会/経済担当調整大臣から運営態勢にある旨の表明を受けていること。
- (5) (3) 項に規定の工業団地は、BKPM長官又は指名を受けた官吏が定める。
- (6) (3) 項に規定のKSPNは権限を有する官吏が定める。

第2部

KEKにおける事業用許認可スピードアップの規定及び手順

第1節

KEKにおける事業用許認可スピードアップ規定

第97条

- (1) 会社は、事業許認可統合電子システム(Online Single Submission)を通じて、投資登録書と下記を取得するために、KEKのPTSPに事業用許認可を申請する：
 - a 会社設立証書及び法務人権省からの承認書
 - b 納税者番号
 - c 会社登録証
 - d RPTKA
 - e IMTA
 - f API、及び
 - g 通関アクセス
- (2) (1) 項に規定の事業用許認可の申請は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類LXXIXに記載の要件充足コミットメント書式（チェックリスト）で、下記の形の必要な許認可発行申請も同時に行う：
 - a 少なくとも下記を含む、建設及び商業許認可：
 1. 環境管理計画及び環境モニタリング計画（UKL-UPL）
 2. 土地証書
 3. 構造物技術書類/建設許可(IMB)、及び
 4. 事業セクター規定に基づく事業許可
 - b 必要な便宜、すなわち
 1. 所得税便宜
 2. 付加価値税又は付加価値税及び奢侈税便宜
 3. 関税及び消費税便宜
 4. 物流便宜
 5. 労働便宜
 6. 入国管理便宜、及び/又は
 7. 土地便宜
- (3) (2) 項に規定の要件充足コミットメント書式（チェックリスト）は、KEKのPTSPに登録する。
- (4) (1) 項に規定の投資登録書と (3) 項に規定の登録は、建設と事業活動開始のための暫定事業用許認可となる。
- (5) KEKのPTSPが (1) 項及び (2) 項に規定の事業用許認可の発行がまだできない場合、KEK管理者からBKPM長官への表明書又は経済担当調整大臣府からの書面による任命に基づき、BKPMの中央のPTSPが実施可能。
- (6) 会社は、(3) 項に規定の登録から90日以内に建設を開始すること。
- (7) 会社は、KEKにおける事業スピードアップ実施の障害を、国家タスクフォース及び苦情サービスを通じて関連の省庁及び州のタスクフォースに伝えることが可能。

第98条

- (1) 建設及び商業活動を行うためにその他の技術要件が必要な場合、会社は当該技術要件

の充足をKEKのPTSPを通じて省庁に申請する。

- (2) KEKのPTSPは、省庁と調整し、(1)項に規定の許認可の完了を促進する。

第2節

KEKにおける事業用許認可スピードアップの手順

第99条

- (1) 会社は、第97条(1)項に規定の要件充足書式(チェックリスト)により、コミットメントと要件充足時期を添えて、必要な許認可発行申請書式に自ら記入と署名する。
- (2) (1)項に規定のコミットメントを添付した申請書をKEKのPTSPに登録する。
- (3) (1)項に規定のコミットメントを添付した申請書に基づき、申請を受理してから1営業日以内に許認可要件充足表明書登録書を発行する。
- (4) (3)項に規定の許認可要件充足表明書登録書の書式は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類LXXXに記載の通り。
- (5) KEKのPTSPは、7営業日以内に第97条(1)項に規定の投資登録及び(2)項に規定の登録書を国家タスクフォースに報告し、関連の省庁のタスクフォース及び州のタスクフォースに提出が可能。
- (6) 会社が第(5)項に規定のチェックリストに記載の要件のすべて又は一部及び完了時期コミットメントを果たせず、建設を開始していない場合、KEKのPTSPは：
 - a 書面で勧告する
 - b 要件充足書式(チェックリスト)内の事業用許認可の留保
 - c まだ充足していない要件の具備のために期間の延長
 - d 活動の一時停止、及び/又は
 - e 暫定事業用許認可の取り消し
- (7) (6)項cに規定のまだ充足していない要件の具備のために期間の延長は、登録済みの要件充足コミットメント書式(チェックリスト)に記載の期間終了の5営業日前までに申請する。
- (8) KEKのPTSPは申請を受理してから1日以内に(7)項に規定のまだ充足していない要件の要件充足コミットメント書式(チェックリスト)にかかる許認可要件充足表明書の再登録を行う。
- (9) 会社が要件充足書式(チェックリスト)に記載のすべての要件を満たした場合、KEKのPTSPは法規に基づき必要な事業用許認可を発行する。

第3部

KPBPBにおける事業用許認可スピードアップの規定及び手順

第1節

KPBPBにおける事業用許認可スピードアップ規定

第100条

- (1) 事業許認可統合電子システム(Online Single Submission)を通じて、投資登録書及び下記を取得するために、権限に応じてKPBPB管理庁に事業用許認可を申請する：
 - a 会社設立証書及び法務人権省からの承認書
 - b 納税者番号

- c 会社登録証
 - d RPTKA
 - e IMTA
 - f API、及び
 - g 通関アクセス
- (2) (1) 項に規定の事業用許認可の申請は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類LXXIXに記載の要件充足コミットメント書式（チェックリスト）で、下記の形の必要な許認可発行申請も同時に行う：
- a 少なくとも下記を含む、建設及び商業許認可：
 - 1. 環境管理計画及び環境モニタリング計画（UKL-UPL）
 - 2. 土地証書
 - 3. 構造物技術書類/建設許可(IMB)、及び
 - 4. 事業セクター規定に基づく事業許可
 - b 必要な便宜、すなわち
 - 1. 所得税便宜
 - 2. 関税及び消費税便宜
 - 3. 入国管理便宜、及び/又は
 - 4. 土地便宜
- (3) (2) 項に規定の要件充足コミットメント書式（チェックリスト）は、KPBPBのPTSPに登録する。
- (4) (1) 項に規定の投資登録書及び (3) 項に規定の登録は、建設及び事業活動開始のための暫定事業用許認可となる。
- (5) 会社は、(3) 項に規定の登録から90日以内に建設を開始すること。
- (6) 会社は、KPBPBにおける事業スピードアップ実施の障害を国家タスクフォース及び苦情サービスを通じて関連の省庁及び州のタスクフォースに伝えることが可能。

第101条

- (1) 建設と商業活動を行うためにその他の技術要件が必要な場合、会社は当該技術要件の充足をKPBPBのPTSPを通じて省庁に申請する。
- (2) KPBPBのPTSPは、省庁と調整し、(1) 項に規定の技術許認可の完了を促進する。

第2節

KPBPBにおける事業用許認可スピードアップの手順

第102条

- (1) 会社は、第100条 (1) 項に規定の要件充足書式（チェックリスト）により、コミットメントと要件充足時期を添えて、必要な許認可発行申請書式に自ら記入と署名する。
- (2) (1) 項に規定のコミットメントを添付した申請書式をKPBPB管理庁のKPBPBのPTSPに登録する。
- (3) (1) 項に規定のコミットメントを添付した申請書に基づき、申請を受理してから1営業日以内に許認可要件充足表明書登録書を発行する。
- (4) (3) 項に規定の許認可要件充足表明書登録書は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類LXXXに記載の通り。
- (5) KPBPB管理庁のPTSPは、7営業日以内に、第101条 (1) 項に規定の投資登録書及び (2)

項に規定の登録書を国家タスクフォースに報告し、関連の省庁のタスクフォース、州のタスクフォース、県/市のタスクフォースに提出が可能。

- (6) 会社が第(5)項に規定のチェックリストに記載の要件のすべて又は一部及び完了時期コミットメントを果たせず、建設を開始していない場合、KBPBのPTSPは：
- a 書面で勧告する
 - b 要件充足書式(チェックリスト)内の事業用許認可の留保
 - c まだ充足していない要件の具備のために期間の延長
 - d 活動の一時停止、及び/又は
 - e 暫定事業用許認可の取り消し
- (7) (6)項cに規定のまだ充足していない要件の具備のために期間の延長は、登録済みの要件充足コミットメント書式(チェックリスト)に記載の期間終了の5営業日前までに申請する。
- (8) KBPBのPTSPは申請を受理してから1日以内に(7)項に規定のまだ充足していない要件充足コミットメント書式(チェックリスト)にかかる許認可要件充足表明書の再登録を行う。
- (9) 会社が要件充足書式(チェックリスト)に記載のすべての要件を満たした場合、KBPBのPTSPは法規に基づき必要な事業用許認可を発行する。

第4部

工業団地及びKSPNにおける事業用許認可スピードアップの規定及び手順

第1節

工業団地及びKSPNにおける事業用許認可スピードアップ規定

第103条

- (1) 事業許認可統合電子システム(Online Single Submission)を通じて、投資登録書及び下記を取得するために、権限に応じてBKPMの中央のPTSP、州のDPMPPTSP又は県/市のDPMPPTSPに事業用許認可を申請する：
- a 会社設立証書及び法務人権省からの承認書
 - b 納税者番号
 - c 会社登録証
 - d RPTKA
 - e IMTA
 - f API、及び
 - g 通関アクセス
- (2) (1)項に規定の要件充足書式(チェックリスト)による事業用許認可の申請は、下記の形である：
- a 少なくとも下記を含む、建設及び商業許認可：
 - 1. 環境管理計画及び環境モニタリング計画(UKL-UPL)
 - 2. 土地証書
 - 3. 構造物技術書類/建設許可(IMB)、及び
 - 4. 工業許可(IUI)又は観光業登録証(TDUP)
 - b 必要な便宜、すなわち
 - 1. 所得税便宜
 - 2. 付加価値税又は付加価値税及び奢侈税便宜

3. 関税及び消費税便宜
 4. 物流便宜
 5. 労働便宜
 6. 入国管理便宜、及び/又は
 7. 土地便宜
- (3) (2) 項に規定の要件充足コミットメント書式（チェックリスト）は、権限に応じてBKPMの中央のPTSP、州のDPMPSTSP、又は県/市のDPMPSTSPが登録する。
- (4) (1) 項に規定の投資登録書及び (3) 項に規定の登録は、建設及び事業活動開始のための暫定事業用許認可となる。
- (5) 会社は、(3) 項に規定の登録から90日以内に建設を開始すること。
- (6) 会社は、工業団地及びKSPNにおける事業スピードアップ実施の障害を国家タスクフォースに伝え、必要とみなされる場合、苦情サービスを通じて関連の省庁、州のタスクフォース及び/又は県/市のタスクフォースに伝えることが可能。

第104条

- (1) 商業活動を行うためにその他の技術要件が必要な場合、会社は当該技術要件の充足を中央のPTSP、州のDPMPSTSP又は県/市のDPMPSTSPを通じて省庁に申請する。
- (2) 中央のPTSP、州のDPMPSTSP又は県/市のDPMPSTSPは、省庁と調整し、(1) 項に規定の許認可の処理を促進する。

第105条

- (1) 第103条 (1) 項に規定の事業用許認可スピードアップは、許認可が下記の規準を満たすPMA及びPMDN会社に対しては3時間で供与が可能：
 - a 投資額が1000億ルピア以上、又は
 - b インドネシア人労働者を1000人以上雇用
- (2) (1) 項に規定の規準は下記の場合には適用されない：
 - a 工業大臣が定める規程に基づき、国内自由貿易協定 (Inland Free Trade Arrangement) 便宜を受けている特定産業、特定地域又は場所
 - b サプライチェーンの一部となっている特定産業分野の会社、生産予定の製品ユーザー会社からのサプライヤーとしての表明書又はMoUを提出することが条件
 - c 税恩赦 (Tax Amnesty) プログラムに参加する会社、財務大臣又は財務大臣の名義により指名を受けた官吏が発行した税恩赦証明書の写しを添付することが条件
 - d 法規で定められたインフラプロジェクト及び/又は国家戦略プロジェクト
- (3) 新規プロジェクトにかかる税恩赦 (Tax Amnesty) プログラムは、個人に対しても供与される。財務大臣又は財務大臣の名義により指名を受けた官吏が発行した税恩赦証明書の写しを添付することが条件。
- (4) 拡張プログラムにかかる税恩赦 (Tax Amnesty) プログラムは、(3) 項に規定のPMDN個人事業を保有する個人に対しても供与される。財務大臣又は財務大臣の名義により指名を受けた官吏が発行した税恩赦証明書の写しを添付することが条件。

第2節

工業団地及びKSPNにおける事業用許認可スピードアップ手順

第106条

- (1) 会社は、第103条（1）項に規定の要件充足書式（チェックリスト）により、コミットメントと要件充足時期を添えて、必要な許認可発行申請書式に自ら記入と署名する。
- (2) （1）項に規定のコミットメントを添付した申請書式をBKPMの中央のPTSP、州のDPMPPTSP又は県/市のDPMPPTSPに登録する。
- (3) （1）項に規定のコミットメントを添付した申請書に基づき、申請を受理してから1営業日以内に許認可要件充足表明書登録書を発行する。
- (4) （3）項に規定の許認可要件充足表明書登録書は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類LXXXに記載の通り。
- (5) BKPMの中央のPTSP、州のDPMPPTSP又は県/市のDPMPPTSPは、第103条（1）項に規定の投資登録及び（2）項に規定の登録書を国家タスクフォースに報告し、関連の省庁のタスクフォース、州のタスクフォース及び/又は県/市のタスクフォースに提出が可能。
- (6) 会社が第（5）項に規定のチェックリストに記載の要件のすべて又は一部及び完了時期コミットメントを果たせず、建設を開始していない場合、BKPMの中央のPTSP、州のDPMPPTSP又は県/市のDPMPPTSPは：
 - a 書面で勧告する
 - b 要件充足書式（チェックリスト）内の事業用許認可の留保
 - c まだ充足していない要件の具備のために期間の延長
 - d 活動の一時停止、及び/又は
 - e 暫定事業用許認可の取り消し
- (7) （6）項cに規定のまだ充足していない要件の具備のための期間の延長は、登録済みの要件充足コミットメント書式（チェックリスト）に記載の期間終了の5営業日前までに申請する。
- (8) BKPMの中央のPTSP、州のDPMPPTSP又は県/市のDPMPPTSPは、申請を受理してから1日以内に、（7）項に規定のまだ充足していない要件の要件充足コミットメント書式（チェックリスト）にかかる許認可要件充足表明書延長登録を行う。
- (9) 会社が要件充足書式（チェックリスト）に記載のすべての要件を満たした場合、BKPMの中央のPTSP、州のDPMPPTSP又は県/市のDPMPPTSPは必要な事業用許認可を発行する。

第107条

- (1) 第105条（1）項に規定の事業用許認可スピードアップ申請は、全株主候補者が直接提出する。
- (2) 出席できない株主候補者がいる場合、出席できない株主候補者からの委任状原本を添付した上で株主候補者の一人が代理することが可能。
- (3) 会社がすでに法人となっている場合、申請は会社代表者が提出する。
- (4) （1）項に規定の申請は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類Iに記載の要件に基づき、添付書類LXXXIに記載の申請書式を利用して、権限に応じてBKPMの中央のPTSP、州のDPMPPTSP及び県/市のDPMPPTSPに提出する。
- (5) （1）項に規定の事業用許認可スピードアップ申請は、権限に応じてBKPMの中央のPTSP、州のDPMPPTSP又は県/市のDPMPPTSPにて申請が不備なく受理されてから3営業時間内に発行される。

第5部

KEK、KPBPB、工業団地及びKSPN以外での事業用許認可スピードアップの規定及び手順

第108条

- (1) 会社は、事業用許認可の中で定められたすべての要件を添付した上で、正しく記入した申請書式を提出し、BKPMの中央のPTSP、州のDPMPTSP又は県/市のDPMPTSPに対しオンラインで申請を行う。
- (2) (1) 項に規定の申請書の提出は、会社が1回行う。
- (3) 省庁からの事業用許認可がBKPMの中央のPTSPにまだ委任されていない場合、会社は、省庁の業務ユニットに申請する。
- (4) (1) 項に規定の事業用許認可の申請書を受領したBKPMの中央のPTSP、州のDPMPTSP又は県/市のDPMPTSPは、投資登録書及び下記を発行する：
 - a 会社設立証書及び法務人権省からの承認書
 - b 納税者番号、及び
 - c 会社登録証
- (5) (4) 項に規定の投資登録書は、下記の取得のために利用される：
 - a 構造物の建設に必要な書類、少なくとも次を含む：立地許可、建設許可、環境許可、交通影響分析、機能適正証明書、構造物技術書類、工業許可（IUI）及び工業セクターの許認可、及び/又は
 - b 必要な場合の便宜、すなわち税、関税、消費税及びその他の便宜
- (6) BKPMの中央のPTSP、省庁の業務ユニット、州のDPMPTSP又は県/市のDPMPTSPは、5営業日以内に技術要件とその不備の有無について確認する。
- (7) (4) 項に規定の構造物の建設のために必要な書類の処理は、共同データ利用（データシェアリング）により同時に行う。
- (8) 会社の要件に不備がない場合、BKPMの中央のPTSP、省庁の業務ユニット、州のDPMPTSP又は県/市のDPMPTSPは、申請書受理証を発行する。
- (9) 会社の要件に不備がない場合、事業用許認可の発行は、(8) 項に規定の申請書受領証発行から5営業日以内に行う。
- (10) 会社の要件に不備がある場合、BKPMの中央のPTSP、省庁の業務ユニット、州のDPMPTSP又は県/市のDPMPTSPは、(8) 項に規定の申請書の受領証発行から3営業日以内に不備のある要件の具備のための通知を会社に行う義務を負う。
- (11) 会社は(10) 項に規定の不備のある要件を直ちに具備し、BKPMの中央のPTSP、省庁の業務ユニット、州のDPMPTSP又は県/市のDPMPTSPに提出する。
- (12) 会社が(10) 項に規定の要件を具備した場合、BKPMの中央のPTSP、省庁の業務ユニット、州のDPMPTSP又は県/市のDPMPTSPは、要件具備受領証を出す。
- (13) 会社が要件具備受理証を取得した場合、BKPMの中央のPTSP、省庁の業務ユニット、州のDPMPTSP又は県/市のDPMPTSPは(12) 項に規定の受領証の発行から3営業日以内に事業用許認可を発行する義務を負う。
- (14) BKPMの中央のPTSP、省庁の業務ユニット、州のDPMPTSP又は県/市のDPMPTSPは、(1) 項に規定の投資登録及び(13) 項に規定の事業用許認可の発行を国家タスクフォースに報告し、必要とみなされる場合、関連の省庁のタスクフォース、州のタスクフォース及び/又は県/市のタスクフォースに提出が可能。
- (15) 会社は、KEK、KBPB、工業団地及びKSPN以外での事業スピードアップ実施の障害を国家タスクフォースに伝えることができ、必要とみなされる場合、苦情サービスを通じて関連の省庁、州のタスクフォース及び/又は県/市のタスクフォースに伝えることが可能。

第109条

第108条 (1) 項に規定の事業用許認可申請手順に関する規定は、許認可が中央政府の権限となっているPMA及びPMDN会社の場合、第107条に規定の事業用許認可スピードアップ申請手順に関する規程を準用する。

第110条

- (1) BKPMの中央のPTSP、省庁の業務ユニット、州のDPMPSTSP又は県/市のDPMPSTSPは、要件充足書式（チェックリスト）の形で第108条に規定のKEK、KBPB、工業団地及びKSPN以外での事業用許認可スピードアップの実施が可能。
- (2) (1) 項に規定の要件充足書式（チェックリスト）による事業用許認可スピードアップ実施は、下記の場合に実施が可能：
 - a 国民の安全・治安を脅かさない事業用許認可
 - b 県/市の区間整備詳細計画又は県/市地域戦略地区空間整備計画を有している、及び/又は
 - c 政府が定める技術基準を有している
- (3) (1) 項に規定の要件充足書式（チェックリスト）による事業用許認可スピードアップに関する規定は、第103条に規定の工業団地及びKSPNにおける事業用許認可実施に準用される。

第6部

エネルギー鉱物資源セクターのインフラ関連3時間許認可スピードサービス供与の規定及び手順

第1節

エネルギー鉱物資源セクターのインフラ関連3時間許認可スピードサービス供与規定

第111条

- (1) エネルギー鉱物資源セクターのインフラ関連3時間許認可スピードサービスは、エネルギー鉱物資源省の権限となっている事業分野の許可申請者に供与される。
- (2) エネルギー鉱物資源セクターのインフラ関連3時間許認可スピードサービスの供与には下記を含む：
 - a 発電事業分野
 - b 送電事業分野、及び
 - c 下記から構成される石油ガス下流暫定許可：
 1. 石油/石油燃料（BBM）/加工品/LPG/CNG/LNG保管暫定事業許可
 2. 日産2万バレル超の精製能力を有する石油加工暫定事業許可/ガス加工暫定事業許可/加工品加工暫定事業許可、及び
 3. 石油/石油燃料/加工品総合商業暫定事業許可

第2節

エネルギー鉱物資源セクターのインフラ関連3時間許認可スピードサービス供与手順

第112条

- (1) 第111条に規定のエネルギー鉱物資源セクターのインフラ関連3時間許認可スピードサービス申請は、事務要件及び技術要件を添付した上で、会社代表者がBKPMの中央のPTSPに直接申請する。
- (2) 申請者がコンソーシアムでまだ事業体を設立していない場合、コンソーシアムのメンバーのいずれかが申請する。
- (3) (1) 項に規定のエネルギー鉱物資源セクターのインフラ関連3時間許認可スピードサービス申請書式は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類LXXXIに記載の通り。
- (4) (1) 項に規定の事務要件及び技術要件は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類Iに記載の通り。
- (5) (4) 項に規定の事務要件及び技術要件充足は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類LXXXIに記載の記載の表明書/書面によるコミットメントの形で可能であり、申請者が自ら記入のこと。
- (6) (1) 項に規定のエネルギー鉱物資源セクターのインフラ関連3時間許認可スピードサービスは、BKPMの中央のPTSPにより3時間以内に発行される。
- (7) (6) 項に規定の許可の書式は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類LXXXIIに記載の通り。
- (8) (5) 項に規定の要件充足は、自ら充足すべき要件と及び許可発行から60日以内に要件を充足する旨のコミットメントを記載する。
- (9) BKPM長官又は指名を受けた官吏は、(8) 項に規定の事務要件及び技術要件コミットメントを果たした後、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類LXXXIIに記載の書式を利用し、エネルギー鉱物資源省の判断に基づき、(7) 項に規定の事務要件及び技術要件の具備証明書を許可申請者に出す。
- (10) 申請者が(8) 項に規定の要件コミットを果たせない場合、BKPM長官又は指名を受けた官吏は、エネルギー鉱物資源省の判断に基づき、許可取り消しを発行する。

第10章 雑則

第1部 申請通知

第113条

- (1) SPIPISEを通じてオンラインで申請を行い、確認を受けたがまだデータの不足がある場合、自動的に申請者の電子メール経由で通知され、確認結果の詳細記録はオンライン申請システムからみることが可能。
- (2) オフラインで申請を行い、まだデータの不足がある場合、権限に応じてBKPMの中央のPTSP、州のDPMPPTSP、県/市のDPMPPTSP、KBPBのPTSP又はKEKのPTSPは、確認結果の詳細記録を添付した上で、申請書を返却する。
- (3) (1) 項及び(2) 項に規定の通知は、異なる日に3回まで実施し、それでもまだ申請が受理できない場合、権限に応じてBKPMの中央のPTSP、州のDPMPPTSP、県/市のDPMPPTSP、KBPBのPTSP又はKEKのPTSPは、会社代表者に直接説明のために出頭を求めること可能であり、代理出頭は不可。
- (4) SPIPISEを通じてオンラインで行った申請が不備なしとされた場合、申請者に電子メール経由で自動的に通知が送られる。

(5) オフラインで行った申請が不備なしとされた場合、申請受領証を発行する。

第2部 申請代理人

第114条

- (1) インドネシア法人ステイタスになる前に申請する投資登録書申請で、政府の権限となっているものは、株主候補者のいずれか又は委任を受けた他者がSPIPISEを通じてオンラインで申請を行う。
- (2) インドネシア法人ステイタスになる前に申請する投資登録書申請で、州のDPMPTSP、県/市のDPMPTSP、KBPBのPTSP又はKEKのPTSPの権限となっているものは、株主候補者の全員又は委任を受けた他者が署名する。
- (3) インドネシア法人ステイタスになった後に申請する投資登録書申請は、会社代表者又は委任を受けた他者が、権限に応じてBKPMの中央のPTSP、州のDPMPTSP、県/市のDPMPTSP、KBPBのPTSP又はKEKのPTSP SPIPISEに申請を行う。
- (4) (1) 項、(2) 項及び(3) 項に規定の委任を受けた他者は、委任状を保有していなければならない。権限に応じて州のDPMPTSP、県/市のDPMPTSP、KBPBのPTSP又はKEKのPTSPの官吏に対し不備なく正確な説明を行う能力を有し、伝えるすべての情報に責任を負う。

第115条

- (1) 第114条(4) 項に規定の委任状は、印紙、会社印、委任者と非委任者のIDの写しを添付した上で、本庁規程の中で定める委任状の書式を利用することが義務付けられる。
- (2) 申請手続き委任状の書式は、本庁規程と切り離すことのできない一部である添付書類LXXXIIIに記載の通り。

第3部 署名

第116条

- (1) 投資許認可及び便宜の発行は、下記の方法により、権限に応じた官吏が署名をする：
 - a 電子署名、又は
 - b 自署
- (2) (1) 項aに規定の電子署名は、自署により当該官吏が発行した書類を同様の法的効力を有する。

第117条

- (1) 第6条に規定の投資許認可及び便宜の発行は、BKPM長官、BKPM長官名義でBKPMのエセロンI官吏又はBKPM長官名義で投資サービス分野のエセロンII官吏が署名する。
- (2) 投資登録書の発行と登録については下記の者が署名する：
 - a インドネシア法人となっている会社の場合、投資登録書については、BKPM長官名義で投資サービス分野のエセロンII官吏、又は

- b インドネシア法人となっていない会社の場合、BKPM長官名義で投資サービス分野のエセロンIII官吏

第118条

第7条に規定の委任に基づく許認可発行は、州のDPMPTSPの長又は州のPTSP実施機関の長が署名する。

第119条

委任に基づく許認可発行及び第8条に規定の委任は、県/市のDPMPTSPの長又は県/市のPTSP実施機関の長が署名する。

第120条

第9条に規定のKPBPBにおける許認可発行は、本庁規程を指針としつつ、KPBPB関連法規に基づき実施し、KPBPBのPTSPの長が署名する。

第121条

第9条に規定のKEKにおける許認可の発行は、本庁規程を指針としつつ、KEK関連法規に基づき実施し、KEKのPTSPの長が署名する。

第4部

投資許認可及び便宜のナンバリング

第122条

- (1) BKPMの中央のPTSP、州のDPMPTSP、県/市のDPMPTSP、KPBPBのPTSP又はKEKのPTSPで発行する投資許認可及び便宜のナンバリングの統一のために、ナンバリング形式規制を行う必要がある。
- (2) 会社のナンバリングはSPIPISEが自動的に付与する。

第5部

写しの送り先

第123条

投資許認可及び便宜申請が承認される場合、権限に応じBKPMの中央のPTSP、州のDPMPTSP、県/市のDPMPTSP、KPBPBのPTSP又はKEKのPTSPは許認可を発行し、下記の者に写しを送る。

1. 申請者の事業分野に応じてセクターを育成する省庁
2. 申請者のプロジェクト場所に応じて州のDPMPTSP及び県/市のDPMPTSP、及び/又は
3. 関連機関

第6部

保証

第124条

株主候補者、会社代表者又は許認可申請者は、下記について表明、保証及び責任を負う投資許認可及び便宜申請書式に記載の表明を理解する義務を負う：

- a 提出するすべての書類の正当性
- b 提出するすべてのデータの写しと原本との適合性、及び
- c 申請書に記載のすべての署名の正当性

第7部 罰則

第125条

- (1) 偽りの説明及び/又はデータを出す会社代表者及び/又は申請者の代理人は、少なくとも1年間、権限に応じてBKPMの中央のPTSP、州のDPMPSTSP、県/市のDPMPSTSP、KBPBのPTSP又はKEKのPTSPでの投資許認可及び便宜が受けられず、公表される。
- (2) 会社代表者及び/又は申請者の代理人が、権限に応じBKPMの中央のPTSP、州のDPMPSTSP、県/市のDPMPSTSP、KBPBのPTSP又はKEKのPTSPに偽りの説明及び/又はデータを出し、それが実証された場合、法規に基づく刑事罰が科される。

第11章 移行規程

第126条

- (1) 投資許認可指針及び手順に関するBKPM長官規程2009年第12号に基づき発行された投資登録書は、本庁規程発効から6か月以内に事業許可申請を行う義務を負う。
- (2) (1) 項に規定の投資登録書が本庁規程発効から6か月以内に事業許可を申請しない場合、権限に応じBKPMの中央のPTSP、州のDPMPSTSP、県/市のDPMPSTSP、KBPBのPTSP又はKEKのPTSPは、投資登録書を取消すことが可能。
- (3) 本庁規程発効前に発行された原則許可は、原則許可に記載のプロジェクト完了時期に基づき、原則許可有効期間終了まで引き続き有効。
- (4) 本庁規程発効前に受理され、不備なしとされた原則許可申請は、本庁規程に基づき処理される。
- (5) 事業許可を保有し、第12条に規定の条件を満たしていないPMA会社は、第10条(1)項に規定の事業開始予定の場合、新規登録により投資登録書申請を行い、第12条(2)項に規定の条件を満たす。

第12章 結びの規定

第127条

本庁規程の発効時点において：

- a 特定事業分野及び/又は特定地域の投資向けの所得税便宜申請手順に関する投資調整庁

長官規程2015年第8号（官報2015年681号）及びその改正である特定事業分野及び/又は特定地域の投資向けの所得税便宜申請手順に関する投資調整庁長官規程2015年第8号の改正に関する投資調整長官規程2015年第18号（官報2015年1482号）

- b 法人税便宜供与申請手順に関する投資調整庁長官規程2015年第13号（官報2015年1336号）及びその改正である法人税便宜供与申請手順に関する投資調整庁長官規程2015年第13号の改正に関する投資調整長官規程2015年第19号（官報2015年1483号）
- c 投資原則許可の指針と手順に関する投資調整庁長官規程2015年第14号（官報2015年1478号）及び数次にわたり改正されその最終改正である投資原則許可の指針と手順に関する投資調整長官規程2015年第14号の二度目の改正に関する投資調整長官規程2016年第8号（官報2016年1623号）
- d 投資許認可及び非許認可の指針と手順に関する投資調整長官規程2015年第15号（官報2015年1479号）、及び
- e 投資便宜サービスの指針及び手順に関する投資調整長官規程2015年第16号（官報2015年1480号）

は取り消し無効となる。

第128条

本庁規程は下記の通り発効する：

- a BKPMの中央のPTSPは、2018年1月2日、及び
- b 州のDPMP TSP、県/市のDPMP TSP、KPBPBのPTSP又はKEKのPTSPは、遅くとも2018年7月2日

すべての人に知らしめるため、本庁規程の法制化をインドネシア共和国官報に記載する。

2017年12月4日、ジャカルタにて制定
投資調整庁長官
トマス・トリカシ・レンボン

2017年12月11日、ジャカルタにて法制化
法務人権省法規総局長
ウイドド・エカチャハヤナ

インドネシア共和国官報2017年1767号

本資料は、投資庁規程（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタ事務所が和訳したのですが、定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

